

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成21年10月26日

(平成20年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会等・商工観光労働部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会決算特別委員会会議記録

平成21年10月26日（月曜日）

午前10時0分開議
 午前11時20分休憩
 午前11時28分開議
 午後0時0分休憩
 午後1時1分開議
 午後2時5分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第37号 平成20年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 平成20年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 小 杉 直
- 副委員長 小早川 宗 弘
- 委員 山 本 秀 久
- 委員 松 村 昭
- 委員 竹 口 博 己
- 委員 平 野 みどり
- 委員 吉 永 和 世
- 委員 田 代 国 広
- 委員 吉 田 忠 道
- 委員 船 田 公 子
- 委員 瀧 上 陽 一
- 委員 浦 田 祐三子

欠席委員なし

委員外議員なし

説明のため出席した者

商工観光労働部

- 部 長 中 川 芳 昭
- 総括審議員兼次長 赤 星 政 徳
- 総括審議員兼
- 観光経済交流局長 守 田 眞 一
- 次 長 竹 上 嗣 郎
- 首席商工審議員兼
- 商工政策課長 内 田 安 弘
- 産業支援課長 高 口 義 幸
- 首席商工審議員兼
- 経営金融課長 藤 好 清 隆
- 企業立地課長 真 崎 伸 一
- 労働雇用総室長 長 野 潤 一
- 観光交流国際課長 松 岡 岩 夫
- くまもとブランド
- 推進課商工審議員 家 入 淳

出納局

会計管理者兼

- 出納局長 宮 田 政 道
- 会計課長 田 上 勲
- 管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局

- 局 長 中 村 和 道
- 首席総務審議員兼
- 総務課長 田 中 明
- 公務員課長 松 見 久

監査委員・同事務局

- 監査委員 角 田 岩 男
- 局 長 林 田 直 志
- 首席監査審議員兼
- 監査監 藤 川 昭
- 監査監 山 中 和 彦

労働委員会事務局

局長 井手 義隆
 審査調整課長 吉 富 寛

議会事務局

局長 井川 正明
 次長 高橋 雄二
 首席総務審議員兼
 総務課長 吉良 洋三
 議事課長 東 泰治
 政務調査課長 船越 宏樹

警察本部

本部長 荻野 徹
 警務部長 茂木 陽
 生活安全部長 川崎 広文
 刑事部長 吉田 親一
 交通部長 北里 幸則
 警備部長 古川 隆幸
 首席監察官 中野 洋信
 参事官兼警務課長 池部 正剛
 参事官兼会計課長 坂田 靖範
 会計課課長輔佐 高橋 衛
 総務課長 吹原 直也
 参事官兼生活安全企画課長 藤本 秀二
 参事官（地域） 新藤 俊博
 参事官兼刑事企画課長 林 朝通
 参事官（組織犯罪対策） 木庭 慶文
 参事官兼交通企画課長 緒方 博文
 参事官（運転免許） 高山 勝基
 交通指導課長 井上 慎二
 交通規制課長 川述 正芳
 参事官兼警備第一課長 下山 恵史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂本 道信
 議事課課長補佐 徳永 和彦
 議事課課長補佐 中村 時英
 議事課課長補佐 平田 裕彦

午前10時0分開議

○小杉直委員長 ただいまから、第6回決算

特別委員会を開会します。

本日は、初めに警察本部、出納局及び各種委員会の審査を行い、その後、午後1時から商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、警察本部の審査を行います。まず、警察本部長からごあいさつをお願いします。

○荻野警察本部長 それでは、ごあいさつ申し上げます。

小杉委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに對し、まずもって心から御礼を申し上げます。

また、小杉委員長、小早川副委員長には、御多忙の折、10月15日、熊本県殉難警察職員慰霊祭に御出席を賜り、ありがとうございます。

本日は、平成20年度の決算の説明に先立ちまして、先日、一部マスコミにおいて報道されております警察庁の会計監査により指摘を受けましたこと、これにつきまして後ほど警務部長から説明をさせますが、県警察におきましては、昨年度確認されました物品調達に係る会計経理問題に伴い、これまで再発防止のため各種施策を強力に進めているところでございます。今回の警察庁の指摘などを踏まえまして、必要な指導等を通じて一層会計経理の適正を図ってまいることとしております。

それでは、私からは、最近における県内の治安情勢と県警察の取り組み状況につきまして、その概要を申し上げます。

県警察では、昨年、安全・安心くまもと実現計画を策定いたしまして、犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、そして県民生活を脅かす犯罪の検挙という3つの基本目標を掲げ、この2年間、県警察の総力を挙げて各種治安対策に取り組んでおります。

そこで、現在までの基本目標の達成状況ですが、まず第1に、犯罪の抑止については、本年9月末現在の数値ですが、県警察で認知しました刑法犯の発生件数が約1万2,970件と、昨年同期に比べ率にして0.2%と、わずかではありますが増加をしております。この増加の内容を見てもみると、空き巣などの屋内に侵入する窃盗や自転車盗などの乗り物盗が増加をしております。今後、これらの犯罪の発生を抑え込むべく、犯罪の発生分析をさらに徹底し、街頭活動を強化するなど所要の措置を講じてまいります。

第2に、交通死傷事故の抑止については、本年9月末現在、人身交通事故の発生件数が約8,140件、負傷者数は約1万500人と、昨年同期に比べまして、発生件数で約230件、負傷者数では約180人とそれぞれ減少し、また交通事故死者数は60人でありまして、昨年同期に比べ17人減少しているところであります。今後も引き続きまして、高齢者等に係る交通事故防止対策等を重点に街頭活動を強化の上、反射材の活用促進、薄暮時の早目の点灯や前照灯を上向きにする運動などを推進して、交通死傷事故の抑止を図ってまいります。

第3に、犯罪の検挙について御説明いたします。本年9月末現在の数値ですが、刑法犯の検挙件数は約5,120件、検挙人員が約3,300人と、昨年同期に比べまして、率にして検挙件数で約7.9%、検挙人員で約1.7%それぞれ増加しております。また検挙率につきましても39.5%と、昨年同期比で2.8ポイント向上しております。引き続き各種事件事故の発生を減少させ、検挙を伸長させるという治安改善の歩みを着実に進めてまいります。

次に、先般制定していただきました県民を振り込め詐欺被害から守る条例の効果について申し上げます。

条例制定によりまして、官民一体となった振り込め詐欺撲滅への体制が確立されるとと

もに、県民、県及び関係事業者の役割が明確になり、県民、自治体、事業者、警察等が連携・協働した被害防止の取り組みが一層活発になりました。その結果、本年9月末までの振り込め詐欺について、県警察で認知した発生件数が67件、被害額は約1億400万円となっております。昨年同期に比べまして、認知件数でマイナス134件、被害額もマイナス約9,900万円と、それぞれ大幅に減少しております。条例の効果が顕著に認められるところであります。今後も条例の効果を最大限に引き出し、被害撲滅に向けて諸対策を強力に推進してまいります。

以上、私からは、最近の県内の治安情勢とその取り組みにつきまして御説明させていただきましたが、県民が安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、安全・安心くまもと実現計画に基づく各施策に今後とも、私以下約3,400人の職員全員が心一つにして取り組んでまいりますので、委員長初め委員の皆様方には、引き続き警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成20年度一般会計のうち、警察関係分の決算について御審議いただきますが、まず、警務部長から平成20年度中の決算概要等について、会計課長から平成20年度歳入歳出決算等につきまして、それぞれ説明させていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上です。

○小杉直委員長 次からは、部長並びに課長に報告をお願いしますが、最初に自己紹介して、後は着座しての説明で結構です。

最初に、茂木警務部長どうぞ。

○茂木警務部長 警務部長の茂木でございます。よろしくお願い申し上げます。

座らせていただきます。

平成20年度決算概要の説明に先立ちまし

て、まず、先ほど本部長から申し上げました、警察庁の会計監査の件につきまして、御説明を申し上げます。

この会計監査でございますけれども、本年の5月、警察庁において国費及び国庫補助経費を対象に実施されたものでございます。その中で、カメラの修理でございますけれども、平成17年度に完了し納品されている修理代1万4,200円、これが平成18年度、翌年度でございますこの予算で支払われているのではないかという、前年度納入の可能性のあるものとして指摘があったものでございます。

このカメラを修理した業者に確認したところでは、平成18年3月下旬に修理が完了し、納品が済んだとのことでありましたけれども、数年も前のことでございますし、当時の関係職員の記憶も乏しいことに加えまして、この代金の請求書自体は同年4月中旬の日付となっております、納品日等の確認には至らなかったところでございます。また仮に納品が3月下旬であったといたしましても、納品検査を行った後の請求書に基づいて支払いを行う、このこと自体には会計経理手続上の間違いはないところでございまして、事務的な手続上の問題のみであると考えておるところでございます。いずれにせよ、県警察としましては、このような指摘を受けたことにつきましては真摯に受けとめまして、今後の指導等に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、前年度の決算特別委員会において御指摘を受けました、施策推進上、改善または検討を要する事項等のうち、警察関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず1点目、決算特別委員長報告の第4の1、「今回の物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」

から御説明をいたします。

県警察におきましては、平成15年度に消耗品名目で備品でございますデジタルカメラ1点を購入したという、差しかえ事案が確認されたところでございます。

原因といたしましては、各警察署単位での緊急の備品購入に係る予算措置がなされていないため、必要であっても直ちに購入できないという状況があったこと及び職員のコンプライアンス意識が希薄で、業務に必要なものであれば許されるという安易な気持ちを持っていたことなどが考えられたところでございます。

そこで、御指摘を受けました点につきましては、次の再発防止策を行っております。

まず1点目としまして、予算執行手続の改善について申します。

年度当初に年間分の予算令達を行い計画的な予算執行が行いやすいようにするとともに、緊急に備品購入の必要が生じた場合に備えまして、本部会計課において備品購入費100万円を予算措置させていただいております。これを管理することによりまして、各警察署等で必要な場合には速やかに予算配分を行い、対応できるようにさせていただいております。

次に2点目として、チェック機能の強化について申します。

まず、所属長、副署長等の幹部職員に対しまして、各種研修会を開催して、管理監督者としての意識づけを行うことにより、チェック機能の強化を図っております。さらに、本部会計課会計監査室によります定期監査を初めとして、本年度から新たにいわゆる抜き打ちの監査でございますところの随時監査を実施するとともに、物品納入業者に対しましてもサンプリング調査を独自に行うなど、多角的な監査手法により会計事務の取り組み状況を検証しております。

次に3点目といたしまして、物品調達手続

の見直しについて申し上げます。

この見直しにつきましては、県出納局長から発出されています「物品調達等における適正な事務処理について」に基づいて取り組んでいるものでございますけれども、物品の納品検査を行う際には、発注業務に関与していない別の係の職員が検査を担当するようにしております。

また、物品購入の際には、その都度、物品購入伺いを作成し、所属長の決裁を受けた後に発注し、購入するようにいたしております。

その他に県警察の独自の施策としまして、会計経理の適正の確保についてなどの通達発出により、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、契約業務管理表などの仕組みを導入いたしまして、契約業務の進行を組織的に管理する、このことによりまして、適正な会計経理のさらなる確保に努めているところでございます。

続きまして、決算特別委員長報告の第4の2、「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。」について、その後の措置状況を御報告いたします。

平成19年度末の収入未済につきましては、交通情報板等の損害賠償金、放置違反金及びこれに係る延滞金、交通事故等に係る損害賠償金の3案件、計463件、総額2,006万7,829円を計上させていただいております。

まず最初に、交通情報板等の損壊に係る損害賠償金の一部、1,323万6,586円が収入未済になっている事案について御説明いたします。

この事案は、平成10年3月、当時の阿蘇郡長陽村内で発生しました、交通情報板損壊に係る交通事故によります損害賠償金の一部が未払いとなっているものでございます。

本件は、平成12年に支払督促事件として債権が確定しておりますが、差し押さえるべき資産の存在が確認できなかったことから、当時は、強制執行を保留しておりました。しかし、債権確定から数年が経過し、このままでは債務者の存在そのものが確認できなくなることへの懸念や、県としての債権回収姿勢を明確に示しておく必要があるとの判断に立ちまして、顧問弁護士と協議の上、平成17年8月、銀行口座差し押さえという強制執行を実施いたしましたものの、5,889円の回収しかできなかったところでございます。その後も、債務者の会社の営業状況や資産状況等について、会社の所在地一帯における現地調査等を継続して行っているところでございますけれども、債務者である会社の営業活動が判然としないなど、その把握に困難をきわめている状況でございます。

今後、さらに効果的な調査方法、回収方法等について検討を加え、あきらめることなく回収に取り組んでまいり所存でございます。

次に2点目、放置違反金過料等に係る収入未済につきまして、御説明をいたします。

放置違反金等の収入未済につきましては、平成19年度末で放置違反金が447件、603万円、その延滞金が12件、1万7,700円、合計459件、604万7,700円となっておりますが、平成20年度末までに放置違反金174件、239万6,000円を回収させていただきました。繰り越し分は放置違反金273件、363万4,000円、延滞金12件1万7,700円、合計285件、365万1,700円となっております。この間、滞納者に対する督促状や催告状の発送を初め、電話や戸別訪問による催告を継続的に行うとともに、所在が判明しない滞納者に対しましては、市町村に対する身上照会等を積極的に実施するなど徴収対策を徹底して推進しているところでございます。また、銀行に対する預金調査を行って滞納者の資産状況を把握し、督促に応じない悪質な滞納者に対しまして

は、滞納処分を執行するとともに、本年8月から非常勤職員を新たに1名採用いたしまして、戸別訪問や電話催促による徴収を一層強化し、未収金の回収に取り組んでいるところでございます。

滞納処分につきましては、平成20年度に6件、差し押さえ金額9万8,700円、本年度に入りまして9月末現在で1件、差し押さえ金額1万5,000円を銀行の預金口座から差し押さえ回収しております。

最後に、警察車両の損壊に係る損害賠償金3件について御報告いたします。

1件目は、平成18年3月5日に発生したもので、熊本北警察署のパトカーが追突された交通事故について、相手運転者が無職・無収入の状態であったために、損害賠償金6万2,798円の支払いができず、収入未済となった事案でございます。追突事故の後にも収入がない状態が続いておりましたところ、運転者の稼働状況や収入等を確認したところ、アルバイト収入があることが判明いたしましたので、本年6月から月額5,000円の分納をさせております。本年9月末時点で2万円を回収しております。

2件目は、平成19年5月2日に発生したもので、熊本南警察署のパトカーが逃走中の盗難車両から衝突された事故について、相手が無職・無収入の状態であったため、損害賠償金49万7,498円の支払いができず、収入未済となった事案でございます。その後、運転者の稼働状況、収入状況を確認しつつ粘り強く支払いを促し、平成21年1月から月額1万円の分納に応じることとなりまして、平成20年度分として3万円、本年度は9月末時点で4万円の計7万円を回収させていただいております。

3件目は、平成18年4月11日に発生したもので、多良木警察署の捜査用パトカーが、少年院から逃走中の少年が運転する盗難車両から衝突された事案につきまして、損害賠償金

の一部22万3,247円が収入未済となった事案でございます。本件事案につきましては、損害額72万3,247円の全額先方負担で示談が成立しておりますが、相手が少年であったことから、支払いについては、少年の保護者と交渉を行ってまいりました。その結果、損害金につきましては、平成18年12月に50万円を保護者が支払い、残金が未払いとなっているものでありましたが、保護者への定期的な連絡及び分納についての教示等を行うことにより、平成20年12月から1万円ずつの分納に応じることとなりまして、平成20年度2万円、本年度は9月末時点で1万円の計3万円回収させていただいております。

このように、交通事故等による損害賠償金につきましては、3件とも少額ではございますが、回収を開始させていただいております。今後も引き続き相手方との連絡を絶やさず早期の支払いを促し、債権回収を図りたいと考えております。

続きまして、決算特別委員長報告の第4の15、「犯罪認知件数の減少など指数治安は着実に改善されてはいるものの、平成19年の県民の意識調査結果では、過半数の人が体感治安は悪化していると回答している。その改善に向け、なお一層県民の目に見えるような治安向上に努めること。」につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

県警察では、刑法犯認知件数や人身交通事故の発生件数といった指数治安のみならず、県民が肌で感じる治安、いわゆる体感治安の改善を目指した治安対策に資するため、平成19年に県民の意識調査を実施し、同年12月、県民の意見・要望を踏まえた治安対策といたしまして、安全・安心くまもと実現計画を策定し、推進しているところでございます。

また、凶悪犯罪等の発生に対する県民の不安を払拭し、安心感を醸成するため、警察官による街頭活動等を強化するとともに、犯罪が発生した場合、犯人の早期検挙、被害拡大

防止等の迅速・的確な措置により、県民の不安を早期に払拭できるように、初動警察活動の一層の強化を図るなど、なお県民の体感治安の改善に努めているところでございます。

詳細は、後段で申し述べます。

以上、前年度の決算特別委員会において御指摘を受けました事項等についての説明を終わります。

次に、平成20年中における警察活動の概要について御説明いたします。

平成20年は、県警察の運営方針を県民の期待と信頼にこたえる力強い警察と定め、その実現に向けて犯罪抑止総合対策の推進を初めとした重点推進施策8項目を設定し、県警察の総力を挙げて取り組んだところでございますが、これら8項目の活動状況について御説明申し上げます。

初めに、8項目の1つ目、犯罪抑止総合対策の推進について御説明いたします。

平成20年中は、街頭活動の強化によります検挙・抑止活動を強力に推進するとともに、防犯ボランティアに対する物的支援や地域社会との連携と協働を図ったところでございます。これにより平成20年中に県警察で認知した刑法犯の件数は1万7,429件と、前年比2,124件、10.9%の減少となり、抑止対策の成果があらわれ、数字の上では、治安の改善が図られたものと考えております。

次に、子供の安全対策・保護対策の推進であります。平成20年中、県内では15歳以下を対象とした声かけ・わいせつ事案等の発生が221件と、前年比24件増加しております。こうした状況を踏まえ、安全対策の情報発信といたしまして、平成20年中にゆっぴー安心メールを65回、地域安全ニュースを67回発信するとともに、防犯ボランティアと協働した協働パトロールを県下各地で実施させていただいたところでございます。また、学校等とも連携し、不審者侵入対応訓練を171回、防犯講話を35回実施してきております。さら

に、繁華街における安全・安心の確保のため、平成20年中は、官民協働による違法看板の撤去指導等を行うパトロールを毎月実施するとともに、金曜日の深夜帯における繁華街のパトロール活動や、自治体と協働した放置自転車の撤去活動など各種対策を推進したところでございます。

次に、推進項目の2つ目といたしまして、交通死傷事故抑止対策の推進について御説明いたします。

平成20年中の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数とも大幅に減少し、死者数については98人と昭和32年以来51年ぶりに100人を下回ったところでございます。しかしながら、依然として高齢者の死者が高い割合を占めているばかりか、飲酒運転など悪質・危険な運転による交通死傷事故が後を絶たないことから、高齢者対策や飲酒運転対策、さらに交通事故抑止重点地区対策などに取り組んだところでございます。

主な事業としましては、高齢者対象のシルバーガード事業、子どもと高齢者の自転車安全利用対策モデル事業など、参加・体験・実践型を中心とした交通安全教育を約30万人の県民に実施したほか、信号機25基、道路標識2,464本等の交通安全施設を整備させていただいております。

次に、推進項目の3つ目といたしまして、県民が解決・摘発を望む犯罪の徹底検挙について御説明いたします。

殺人、強盗、放火等の重要犯罪は、県民の生命及び身体に重大な被害を及ぼすことから、事件の発生に際しましては、的確な初動捜査や綿密な現場活動を初め、DNA鑑定等の科学捜査なども駆使した捜査を展開し、被疑者の早期検挙に努めているところでございます。これにより平成20年中は、捜査本部を設置した大津町引水における殺人事件、八代市植柳上町における殺人並びに死体遺棄事件などを含め、144件の重要犯罪を検挙するこ

とができて、重要犯罪の検挙率80.9%と、全国平均の62.6%を18.3ポイント上回ったところでございます。その他にも、平成20年中は、フィッシングによるネットオークション詐欺事件の検挙のほか、ヤミ金融事犯で18人、廃棄物事犯で116人を検挙するとともに、ヤミ金融事犯の被害者対策としまして、148件のヤミ金融業者に対する電話警告、236件の犯罪利用預金口座の凍結を実施しているところでございます。

次に、推進項目の4つ目といたしまして、少年非行防止対策の推進について御説明いたします。

平成20年中の刑法犯少年は1,857人と、前年に比べて1.4%減少し、全刑法犯に占める少年の割合も約38.1%と前年に比べて4.5ポイント減少いたしました。しかしながら、高校生らによる殺人未遂事件等の凶悪事件が発生し、また、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で115人が検挙され、被害少年102人を保護するなど、依然として予断を許さない状況で推移いたしております。こうした状況を踏まえ、学校、児童相談所等関係機関との連携強化、被害少年等の保護活動の推進などの、少年の非行防止と保護の両面から総合的な対策の推進に努めてきたところであります。

次に、推進項目の5つ目といたしまして、暴力団等組織犯罪対策の推進について御説明いたします。

暴力団は、賭博、覚せい剤の密売といった伝統的な資金獲得活動に加え、事業活動への進出など資金獲得活動を多様化させながら、各種の暴力団排除条項等の適用を逃れるために組織実態の隠ぺいを図っております。また、その一方では、対立抗争事件など市民生活を脅かす凶悪な犯罪も引き起こしております。このような暴力団を取り巻く情勢を踏まえ、取り締まりの強化、暴力団対策法の効果的な運用などを柱とした暴力団総合対策を初め、総合的な薬物・銃器対策等を推進

し、平成20年中は、暴力団構成員等234人、覚せい剤等薬物乱用者162人を検挙するとともに、財団法人熊本県暴力追放協議会や地域の皆様との連携を強力に推進し、暴力団事務所3カ所の撤去を講じたところでございます。

次に、6つ目の推進項目といたしまして、テロ、大規模災害等緊急事態対策の強化について御説明いたします。

国際テロ情勢は、依然として厳しいままで推移いたしておりますが、来年の秋にはAPECアジア太平洋経済協力会議が日本で開催され、首脳会議が横浜で開催されると聞いております。県警察では、このような厳しいテロ情勢を踏まえ、テロの未然防止のため、テロリストを入らせない、拠点をつくらせないなどを基本に、関係機関との緊密な連携による水際対策、熊本空港など重要施設の警戒警備の強化、テロ防止関連広報活動の強化など、総合的な警備対策を推進しているところであります。

次に、災害等緊急事態対策でございますが、平成20年中、県内では集中豪雨等の自然災害によりまして、残念ながら多良木町において人的被害が発生いたしております。最近、国内外においては、大規模な地震や洪水が発生しております。今後、県内においても私どもの予想を超えた大規模災害発生の可能性も否定できないことから、県警察においては、人的被害を出さないことを第一として、各防災機関との緊密な連携を維持するとともに、救出救助技術の向上に平素から努めているところでございます。

次に、7つ目の推進項目といたしまして、被害者支援総合対策の推進について御説明いたします。

犯罪被害者は、犯罪による直接的な被害だけではなく、精神的、経済的、社会的な被害などの二次的な被害を受けており、社会全体の中で犯罪被害者を支援することが求められ

ております。このような中、平成20年度中は犯罪被害者への支援活動といたしまして、各種研修会を通じた支援者の育成、被害者支援ネットワークの活性化、被害者を支える社会気運醸成事業といたしまして、社団法人熊本犯罪被害者支援センター等との協働によりますフォーラムの開催などに取り組んだところでございます。また、社団法人熊本犯罪被害者支援センターでは、平成20年度中、666件の相談が犯罪被害者の方から寄せられているとともに、直接的支援活動といたしまして、前年比でプラス28件の145件の相談につきまして、裁判傍聴時の付き添い、生活支援といった各種の活動を行っているところでございます。

最後に、警察活動基盤の充実強化について御説明いたします。

県警察では、平成17年度以降、10年間で警察職員の約4割が入れかわるという大量退職・大量採用期にございまして、知識・技能を有したベテラン警察官の退職によります現場執行力の低下が懸念されているところでございます。一方、犯罪が多種多様化し、県民の皆様からの警察に対する要望も多岐にわたるなど、警察の職務執行を取り巻く環境も、時代とともに変化しております。こうした中で現場を想定した実践的訓練、ベテラン警察官の知識・技能を伝承するための教養、警察職員にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材の確保などに取り組み、警察一人一人の執行力・資質の向上を図っております。特に技能伝承を推進するため、再任用のほか、平成20年度からは退職警察官の中から捜査実務の技能、知識を有し、指導力にすぐれた者を捜査実務指導伝承官として採用する制度を導入し、平成20年度は4人を非常勤職員として新たに採用したところでございます。また、新通信指令システムの導入と、これに対応したカーロケータシステムの拡充、防弾盾、防弾着などの各種装備資機材の拡充などの物的

基盤の整備にも取り組んでいるところでございます。

以上、平成20年中の警察活動の概要について御報告いたしました。

なお、ここで、先週報道されました警察車両の修繕に係る見積もり等に係る件につきまして、御説明させていただきます。

まず、公用車の交通事故に伴う車両修繕におきましては、修繕費用の予定価格が10万円を超える場合は、2人以上から見積書を徴収するように熊本県会計規則で定められてございます。実務上、私どもは3者から見積もりを徴取して最安値を提示した業者に対し随意契約として発注をさせていただいております。

今回の報道は、こうした中での一部の業者の名義に係る見積書の真正性などについてのものでございますが、県警察におけるこれまでの聞き取り及び関係書類等の審査からは、これに係る公金の不適正な支出等は確認されておりませんし、見積書の真正性の確認などを含め、県警察の側においては特段の不適切な点があったとは考えてございません。いずれにせよ、会計経理につきましては、公金を取り扱うという基本認識のもと、今後とも透明性、競争性等に十分配慮してまいりたいと考えております。

県警察といたしましては、県民が安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、総力を挙げて取り組んでまいりますので、各委員の皆様方の御理解と御支援につきまして、引き続きよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○小杉直委員長 警察本部らしく詳しく説明していただいて、ありがとうございました。

引き続き、会計課長から決算資料の説明をお願いします。坂田会計課長。

○坂田会計課長 会計課長の坂田でございます。

す。よろしく願いいたします。

失礼して、座って御説明させていただきます。

まず、平成20年度決算資料の説明に先立ちまして、定期監査結果におきまして、県監査委員から御指摘を受けました3件について、その後の措置状況から御報告いたします。

まず1件目の、「国が開発した自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムの管理経費等として、都道府県税務協議会並びに警察協議会を通じ、本県では947万9,000円の負担金を支出しているが、事業開始から4年を経過しても全く事業の成果が認められない。しかし、この事業は全都道府県に関係することから、まずは全国担当課長会議等の場で制度のあり方、あるいは改善の方向性等について問題提起すべきである。都道府県税務協議会501万6,000円、警察協議会446万3,000円」から御報告をいたします。

これにつきましては、自動車の保有に伴い必要となります自動車保管場所証明などの各種の行政手続きにつきまして、行政事務の効率化等を図る観点から、インターネットによるオンラインで申請するというもので、このワンストップサービスシステムの管理経費等の負担金として支出しているものでございます。しかしながら、国のシステムと接続ができていないことなどから、このような御指摘を受けたものでございます。今後は、警察庁を初めとする関係機関との協議等を含めまして検討してまいりたいと考えております。

次に、御指摘の2件目でございますが、「放置違反金の未収金（平成20年度末現在）712万9,000円及びそれに係る延滞金の未収金（同）4万5,700円があるので、執行体制の強化を図るなど、引き続きその解消に努めること。」について、御報告いたします。

このことにつきましては、先ほど警務部長から御説明をいたしましたとおり、滞納処分執行など未収金の回収に取り組んでいると

ころでありまして、収入調定に占める未収金の割合については、九州内各県と比較しましても、本県が最小となっている状況でございます。今後も引き続き未収金の回収を図ってまいりたいと考えております。

次に、御指摘の3件目でございますが、「交通事故賠償金の未収金（平成20年度末現在）1,323万6,586円があるので、引き続きその解消に努めること。」について、御報告いたします。

このことについても、先ほど警務部長から御説明いたしましたように、交通情報板等の損害に係る未収金についてのものでございます。本件につきましても、本年9月に職員による現地調査等を行いました。残念ながら営業活動の確認には至りませんでした。今後、効果的な調査方法を検討し、資産の存在の確認等に努め、債権回収に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続きまして、平成20年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の平成21年度決算特別委員会説明資料に基づきまして、御説明をいたします。

1ページ目をお願いいたします。

平成20年度歳入歳出決算総括表でございます。

歳入決算は、予算現額38億5,813万円に対しまして、調定額32億6,408万5,000円、収入済額32億4,293万4,000円となっております。収入未済額が2,115万1,000円となっております。この内訳は、先ほど御説明しましたように、放置違反金に係る延滞金、交通情報板損壊に係る損害賠償金と、先ほど警務部長から御説明をいたしました3件の交通事故に係る損害賠償金の未収金を合計した金額でございます。

続いて、同じページの右側の欄の歳出決算について御説明をいたします。予算現額426億691万6,000円に対しまして、支出済み額414億4,215万9,000円、翌年度繰越額6億5,899

万1,000円、不用額5億576万6,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入に関する調べについて、御説明をいたします。

2ページから7ページ中段にあります探偵業関係手数料までが、手数料に関するものでございます。そして、同じく7ページの中段、探偵業関係手数料下の国庫支出金から9ページの上段1行の太線までが、国庫支出金に関するものでございます。

ここで、8ページをお願いいたします。

8ページの一番下にあります地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、予算現額に対しまして調定額、収入済み額とも全く計上されておりませんが、これにつきましては、20年度歳入予定としておりました交付金について、21年度歳入として受け入れることとしたためでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページの上段太線の下の財産収入のところから、10ページの下段太線の上の不用品売却収入までのところが、財産収入に関するものでございます。

ここで、9ページをお願いいたします。

9ページの中ほどにあります家屋貸付料の収入未済額6,000円につきましては、職員宿舍料の納入についてのものでございます。本年6月、未納入になっていたことが判明した時点で納入手続をとり回収したものでございます。

次に、10ページの下段太線の下の諸収入のところから12ページまでが、この諸収入に関するものでございます。

ここで、11ページをお願いいたします。

11ページの上段の延滞金(放置違反金)のところの収入未済額4万5,000円及びその下の放置違反金の収入未済額712万9,000円につきましては、先ほど御説明いたしました放置違反金等に係る未収金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

下段の太線の上の雑入のところの収入未済額1,397万円につきましては、これも先ほど御説明いたしました交通情報板損壊に係る損害賠償金を初め3件の交通事故等に係る損害賠償金の未収金の合計金額でございます。

引き続きまして、次の13ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。13ページから最終の14ページまで、警察費に関するものでございます。

警察費で不用額が生じた理由の主なものでございますが、まず13ページの上から4段目の警察本部費につきましては、各種手当の執行残、赴任旅費等の執行残、光熱水費等の節減による執行残など3億111万8,000円となっております。さらに、その下の装備費につきましては、車両燃料費等の執行残など4,164万1,000円でございます。一番下の警察施設費につきましては、庁舎設備保守点検委託料の執行残、施設新築等工事請負費の執行残など4,386万円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

最上段の運転免許費につきましては、運転免許関係消耗品費の執行残、高齢者講習委託料等の執行残など4,109万9,000円でございます。

続いて、中段の警察活動費につきましては、捜査活動旅費の執行残、複写サービス料の節減による執行残、各種消耗品購入費の執行残、警察電話専用回線等の節減による執行残など7,689万9,000円でございます。

続きまして、別にお配りをしております平成21年度決算特別委員会附属資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、1ページ目の平成20年度繰越事業調べでございます。これは、いずれも本年3月に平成20年度交付金として総務省から交付されました地域活性化・生活対策臨時交付金5

億7,799万1,000円をもとにした事業でございます。いずれも設計委託や工事に時間を要する事業でございますので、21年度予算として繰り越したものでございます。

次に、2ページ目をお願いします。

平成20年度県有財産処分一覧表でございます。いずれも今後の用途につきまして検討を行い、売却したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○竹口博己委員 本部長の説明それから警務部長の説明の中で触れられた、いわゆる不適正な経理処理についての再発防止策です。

実は、この決算委員会は総務部に始まり各部の決算の審議を行ってまいりまして、その中でも私は指摘をさせていただきましたけれども、この不適正な経理処理の原因というのは、各部ひとしく職員の意識の希薄さであるということをご各部長は述べておられました。私は、チェック機能を果たせなかったことを踏まえれば、全職員に網をかぶせてこの問題を決着つけるのではなくして、再発防止に向けては幹部職員の意識の改革が必要ではないのかということをご指摘いたしましたけれども、残念ながら、職員、職員という言葉の繰り返すのみで、幹部という2文字がとうとう頭に乗らなかったのは、極めて不満足な感を否めませんでした。

ところが、今、重大な関心を持って県警本部のこの再発防止に対する取り組みの説明を受けましたけれども、警務部長は、所属長また副署長など、つまり幹部職員に対して各種研修会を開催して、管理監督者としての意識づけを行うことによってチェック機能の強化を図っておりますというこの説明に、私は、まさに要を得た、的を射た、組織体というこ

のメカのあり方をよくわかった、再発防止に向けての力点をわきまえた、さすがだなというものを感じました。

何を私が言いたいかといいますと、この点に対する県警の取り組み、各部には見られなかった要を得たこの再発防止策を高く評価をしたい。これを、まずコメントとして言わせていただきたいと思います。

そこで、お尋ねしますが、警務部長、非常に心配しておられた、どこかありましたね、概要説明書の17ページにあった、ベテラン警察官の退職による現場執行力の低下が懸念されるという、こういうことを聞きますと、ちょっと気になるところでありますけれども、どうなのでしょう、団塊の世代の方々が退職期を迎えているということから、大量退職者が、特に幹部の方々を含めて大量退職者があるということですか。つまり団塊の世代の退職者を年次別に見て極端に膨れ上がっていることを示唆しておられますか。ちょっとお答え願います。

○茂木警務部長 警務部長の茂木でございます。

まさに御指摘のとおりでございます。まさに今、県警の人的構成を見ますと、若手と、あと50代の方が極めて多いということでございます。今、ちょっと手元に詳細なところまでございませませんが、50代の方が30%以上を占めているという状況でございます。毎年100人を超える定年でおやめになる方がおられるというものでございます。その方々は、まさにこれまで40年近くにわたりまして警察実務最前線に立ってきた方々でございますので、まさにその方々の識見・経験というのが、組織的に毎年100人分ずつ県警から失われているというふうに申し上げられるだろうと考えてございます。

○竹口博己委員 今、部長がおっしゃった毎

年100名にも上る退職者というのは、ずっと今までもあったということですか、それともここに来て団塊の世代の方の退職期を迎えて膨れ上がったということですか。

○茂木警務部長 失礼いたしました。説明が言葉足らずでございました。例年は、これまでの20年前とか考えれば、年間におやめになる方は20人とか多くて30名というところであったわけですが、ここにまいりまして、この10年間、まさに100名のペースでおやめになっているということでございます。

○竹口博己委員 よくわかりました。大変ですね。

それでは、テーマはころっと変わりますけれども、おっと思ったのは、説明資料の9ページに、職員宿舍の宿舍料の未納というのは、これは、さらっと報告されましたけれども、これをちょっと説明してもらえませんか。どういうことでしょうか。

○坂田会計課長 少し具体的にお話ししますと、本年の1月に、警察学校を出てきました初任科生が警察署に配属されて、1月の中旬以降に来まして、宿舍料につきましては給与から引かれ、いわゆる給料天引きになるのですけれども、その手続をとるのです。そうしましたときに、2月、3月と月が進んでまいりますけれども、担当職員が、2月に給料天引きの手続をとるときに、電算入力の関係で2月がちょっと間に合わなかったものですから、そのときに現金で徴収したのですけれども、現金で徴収したときに、3月分を取ったときに2月分は既に取っていたということをおっと思わずして、そのおっで未納になったものでございます。本部会計課の方では、こういう宿舍料とかについては定期的に点検をしております、その点検の中で一部出てきたものですから、それですと調べ

ていいたらそういうものがわかったものでございます。

○竹口博己委員 よくわかりました。聞いて、ほっとしましたけれども、字面で見ると、やっぱり警察という性格上、ちょっとしゃれにならぬというような気もしたものですから、よくわかりました。ありがとうございました。以上です。

○小杉直委員長 竹口委員に確認しますが、前段の不適正経理の防止策について、県警の方針は評価するという形の要望事項でございますね。

○竹口博己委員 そうです。私は、評価する。各部にない踏み込んだ、的を絞った対策だから、評価するというところでございます。

○吉田忠道委員 私も、さまざまな警察本部の方の対応について、非常に努力されているということが見られて、評価したいというふうに思っております。しかし、ちょっと警務部長の説明の11ページを1点確認して、もう1件は次のところで質問させていただきます。

11ページは、上から5行目、子供の安全対策・防災対策の推進であります。ここで24件増加しました、こうした状況を踏まえて、これこれ、こういうことをやりましたということが書いてありますけれども、これは20年度の実績ですよ。逆に言えば、こういうことをやったけれども、24件増加したということなのですよ。その件の対策は、基本的にどのようにされておりますか。それが1件。

2件目は、次に質問します。

○茂木警務部長 まず、私の方からは、組織的な対応をとっておりますので、御報告申し

上げます。

まさにこういったことが、本県の一つの課題であろうと考えまして、この4月に新たに生活安全部内にいわゆる女性・子供の安心、そういった安心を乱すような犯罪対策、その抑止また取り締まりを専門に担当いたします要員を、新たに配置いたしました。その要員を広く市内または県内に駆使いたしまして、こういったものの情報を把握いたしますと、要撃捜査をする、あるいは検挙するというような活動を本年度から始めているというところでございます。

○川崎生活安全部長 生活安全部長、川崎でございます。

今、御指摘の24件増加しましたということで、治安が悪くなっているのではないかなという御印象を持たれての質問であろうかと思いますが、今、警務部長から申し上げましたように、本年の3月27日に、子供・女性対象犯罪対策班というものを生活安全企画内に設けまして、設けましたと同時に県民に広く声かけ、つきまとい、子供・女性に対する性犯罪については、どんどん届け出をしてください、あるいは情報提供してくださいという呼びかけをやってまいりました。その関係もございまして、特に学校からの情報提供・通報がふえてまいりまして、それが増加の主な要因であろうかと思っております。御心配の犯罪がふえて、それでは検挙はどうなのかということも御心配だろうかと思っておりますけれども、この対策班を設置いたしまして、着実に犯罪になるものについては検挙いたしておりますし、従来、単に声かけする分については検挙のしようがなかったわけでございますが、これらにつきましても、行為者を特定して、相手に対して指導・警告を与えるというような活動をしているところでございます。決して治安が悪いからふえたということではないと御理解いただきたいと思っております。以上です。

○吉田忠道委員 それぞれ努力されているということはわかります。この説明資料が、順序が意味合いからしたら、これだけやっても24人増加していることに対する分析が十分ではなかったのかなということだったものですから、質問させていただきました。この件はよろしいです。

次の件でよろしいですか。説明資料の最後のページ、14ページ。警察活動費のところでは主要な事業の概要がありますが、ここに自転車事故防止総合対策モデル事業というのがあります。これは20年度の施策の成果のところではこの説明が書かれておまして、125ページです。自転車事故防止対策事業。これは、私は自分で車を運転していながら、本当にこの自転車の運転に関して非常に、何か対策が要るのではないかなというふうに常々考えておまして、こういうモデル事業が認められておりますので、少しでも事故防止につながっていきたいと思うのですが、この額は、ここにありますように104万4,000円程度のわずかな額だというふうに認識しておりますが、この事業の修了者というのが、先ほどの説明で100何万人とかいうことだったけれども、この修了者、修了証みたいにならされるのか。修了者は何人だったのか。

それと、自転車道というのは基本的には車道ですよ。その車道というのと自転車道と歩道と、この付近の自転車の運行が非常にあいまいだと思っております。この付近で自転車道の整備というか、あるいは歩道を自転車が走っていいようになっているのか。その件と、自転車の無灯火に対するこの付近の対策をどのように考えるか、ちょっとお聞きします。

○小杉直委員長 どなたに答弁を求めますか。

○吉田忠道委員 どなたでも結構です。ちょ

っとわかりません。

○緒方交通企画課長 参事官の緒方です。よろしくお願ひします。

まず、先生から質問のありました自転車の事故防止総合対策の関係でございます。予算がついております100数万円の関係です。これにつきましては、平成20年度から一応3カ年の計画で熊本市内3署におきまして、子どもと高齢者の自転車安全利用対策モデル事業というのをやっております。こういった内容の事業かといいますと、1つは、市内小学校の子供に対する自転車免許証の発行でございます。それともう一つが、自転車教室等を行いました高齢者に自転車高齢者マークという、ほのぼのマークというシルバー、今、高齢者標識がございますけれども、そういった小さいやつを自転車に貼付して安全意識を高めようということで実施している事業でございます。平成20年度につきましては、子供自転車免許証が1,539枚、それから高齢者に対するほのぼのマークが2,392枚ということで、平成21年度も大体ほぼ同じような数字で推移している状況でございます。これが自転車のモデル事業の関係についてでございます。

○川述交通規制課長 交通規制課長の川述でございます。

自転車の通行する場所の話をお聞きでございますので、自転車の通行環境を整備するということで、現在、東町で1カ所通行環境モデル地区というのを19年12月21日に選定いたしまして、本年度末に自転車道という形で、車道の横になりますけれども、完成する予定でございます。そのほかに緊急対策箇所における整備ということで危険箇所の点検、道路管理者等と合同でやりまして、自転車・歩道通行可の規制、これは公安委員会がやるわけですが、歩道の部分に基本的に原則2

メートル以上の幅員がある歩道、これについては公安委員会の規制により自転車が歩道を通っていいというような規制をやります。そのほかに、自転車に啓発するためのピクトマークという絵文字、自転車の絵柄を入れて自転車はここを通ってくださいというような、白山周辺に学校が、高校が多いですが、その辺にそういうのを既に設置いたしております。市内ではピクトマークを設置した箇所が手取本町、黒髪、それから千葉城町、九品寺、大江、新屋敷等6カ所、そういう規制以外に自転車が通りやすいような形で安全に、歩行者との衝突等ないように、歩行者と分けるような形で誘導するようなマークを設置しております。以上でございます。

○吉田忠道委員 状況は少しわかりましたけれども、これから自転車の運行状況を見てみると、車道の右側を運行したり、あるいは歩道を運転して、歩道の方がむしろ安全ではないかなと思うような場所もかなりあります。その付近の今言われました自転車のマーク、そういったような、それと無灯火を含めまして自転車の運行については、今後、今の対策をフォローしていただいて、市内だけではなくて、やっぱり郡部においても自転車の運行に適していない道路がいっぱいありますので、むしろ歩道に対して自転車道を設けた方が安全と思われるところがたくさんあるような気がいたしますので、ちょっと付近もフォローしていただきたいというふうに、要望しておきます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。山本委員。

○山本秀久委員 15ページ、テロ対策の問題のところですか。警務部長の説明ですね。テロ対策のこの3つの項目が出ておりますけれども、今こういうのをやっている、大変重要な

問題ですけれども、その中で困っている問題があれば提起されたらいいのだろうと思って、今、質問したわけです。どういうことが不足しているのかとか、もうちょっとこうしてもらえば、県警としては助かるのだというようなことがあれば、ここで発言された方がいいと思うものだから、ちょっと言ったわけですよ。

○古川警備部長 警備部長の古川でございます。

今、山本委員が、テロ対策関係の活動警備で不足するものがないかという御質問ですが。

○山本秀久委員 これは大変重要な問題だから、県警として今後、この問題点に対してどういうふうに対応されているとか、それでもし不足する問題があれば、どうしてもらいたいという要望があれば、言っておいた方がいいと思ったものだから。

○古川警備部長 テロ関係につきましては、やはり今、まだ国際テロを初めとしてテロの脅威というのが非常に深刻化しております。そういうところで各種資機材の整備、あるいは広報活動等に今力を入れまして、県民と議会の理解と協力を確保するという施策をとっているところでございます。今後、装備資機材等でまた必要な部分がございますら、県議会の方に要求をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○山本秀久委員 実は今、こういうところに、横浜とか何かそういったテロの問題で開催されますけれども、地方の都市をまず拠点にして入るような情報が我々に入っておるわけです。だから熊本なんかの状態でも、横浜とか東京あたりばかりに注目しておっても、地方に入り込んでからやる公算が多いと

いうふうに私たちは情報を聞いておるものだから、そういう点で熊本県としては、そういうものを撲滅できる熊本県は優秀な県警本部ですから、日本の中でも優秀と言われている熊本県警だから、そういう点の問題に生かしてもらいたいという希望があったものですから、申し上げておきたかった。以上です。

○古川警備部長 本当にありがとうございます。山本委員のおっしゃるとおりでございます。横浜が主会場でございますけれども、テロ等はどこで起こるかかわからないということで、交通機関あるいはいろんな重要施設、その他の警備等にも万全を期していきたいというふうに考えております。今後とも、よろしく願いを申し上げます。

○山本秀久委員 実は、いろいろな問題が東京、日本である場合は、熊本県から相当動員して行っておられるわけですね。それだけ優秀な警察官が必要だろうと思いますが、そういう点で、もし熊本県警として、そういうもので何か必要なものがあれば知恵を出された方がいいと思ったものですから、以上、要望しておきます。結構です。

○小杉直委員長 わかりました。山本委員から、必要な項目については、今後遠慮なく要望するようにと。この中で一番大事なことは、先立つ予算の問題でしょうから、ありがたい言葉ですから、予算についていろいろ要求があるときには遠慮なく請求・要望していただくということをお願いしたいと思います。

○平野みどり委員 幾つかございます。まず1点目。免許更新等で講習をされるOBの方たちだと思いますが、あの方々は、交通安全協会の職員というかOBというような形なのでしょうか。それとも現職の方なのでしょう

か。年配の方が多いようなので、ちょっとそこをまず確認をさせてください。

○北里交通部長 交通部長の北里です。

免許更新時の講習につきましては、その知識・経験等、だれでもできるというものではございませんので、安全協会の方で警察職員であった者を雇用しているというふうに承知しております。

○平野みどり委員 安全協会の予算といえますか、そこら辺は更新時に5,000円でしたっけ、任意で出していただくような形だと思うのですが、ことし免許更新だったとき、やはり私はいいですという方と、払いますという方とおられますけれども、そこら辺の推移はいかがでしょうか。

○北里交通部長 交通安全のいわゆる会費、これにつきましては、基本的に協会の方でやって集金しておられまして、警察の方がそれに介入してきたのではないのですけれども、いろいろな窓口でのお話等もございまして、そういう面ではいわゆる会費というものでなく任意でございまして、そうやって窓口で払われる方、それから払われない方、この会費につきましては、何十年来の協会の、それぞれの地区の協会の大きな活動費というふうになっているというふうに了解しております。以前であれば、ほぼ100%に近い方が会員になっておられたのが、現在では50%前後ぐらいまで低くなっておるというふうに承知しております。

○小杉直委員長 平野委員にお願いでございますが、20年度の決算の審議でございますので。

○平野みどり委員 委託されている部分も講習等で、高齢者の講習とかあると思うので、

ちょっと全体を把握したいものですから。はい、済みません。

それで、要するに私が言いたいのは、OBの方が、大量退職されるということで、警察での経験をお持ちの方ですから、それなりに退職後もいろんな派出所や交番での窓口の相談とか、あるいはこういった講習の講師ですとか、さまざまな活躍をしていただけたらどうか、現職を補完していただくような仕事がやっぱりあるのかなというふうには思いません。そういう部分できちんと仕事としてやっていける部分を、一般の県民の皆さんから徴収してお願いするという部分というのはどうなのかなと、ちょっと疑問に思ったりもしているわけです。きちんと本当に警察の、例えば免許センターなりの仕事として、ある部分には県の予算からしっかりと充当したりするような形も今後は、これだけ半分しか払っていただけないという状況になれば必要になってくるのかなと思いますが、将来的には、今後どういうふうにお考えなのかというふうに思います。

○北里交通部長 若干誤解があるのではないかと思いますのでけれども、安全協会の活動というものは、会費ですべて運営していったるものではございませんで、先ほど言われました更新時の委託事業ですね、これは委託事業での部分でございまして、安全協会というのは、そのほかに各地区での交通安全活動、これをやっておるわけです。そこまで委託していないわけです。ですから、少なくとも会費というものは、そういう活動に充てるために使うものというふうに承知しております。ですから、私たちが委託している分は、少なくとも講習の部分とか事務手続、この付近の委託をやっておるわけでございます。

○平野みどり委員 はい、わかりました。ということは、その講習あたりのきちんとした

県としての仕事の分は県の方から出ているけれども、各地でのいろんな安全指導とか、そういう部分は協会の方の活動としてやっているということですね。そういう部分と、要するに大量退職の方たちの、本当に派出所とか交番は、若い警察官の方たちが走り回っておられて、交番になかなかいらっしやれないような状況もあるので、子供たちとか女性たちの駆け込みワンストップ的なところもありますので、そういった部分でぜひ活用といえますか、人材を有効に生かしていただけたらなという部分を指摘させていただきます。

それと次に、運転代行に関してお尋ねします。警察本部の説明資料の6ページです。一番下段の代行業務の認定審査手数料を予算現額と調定額の差がありますけれども、これは、見込みよりも自動車運転代行業の方たちが認定審査を受けていなかったというようなことなのではないでしょうか。運転代行業の方たちもいろいろいらっしやって、何かトラブルもいろいろあるというふうに聞きますが、現在どういった状況なのでしょう。この手数料の問題も含めてお答えください。

○北里交通部長 交通部長です。

この減額は、今言われました御指摘のとおり、申請件数の減少に伴うところの減額という部分でございます。

○平野みどり委員 ということは、その点に関してはゆゆしく思っておられるということで、今後は代行業務の方たちがきちんと県民、いろんな方たちがおられますので、トラブルがないようにきちんとこの認定をしてもらえるような指導をしていくということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○北里交通部長 現在も代行業の方に対しては、それぞれの所轄署から事業所等への立ち入り等を含めまして、適正に業務が行われる

ような指導を現在もやっているところでございます。今後とも代行業が、言うならば現在の飲酒運転根絶のための一つの足としての活用としては、私たちも有用なものだというふうに位置づけておりますので、なおかつ適正な代行業務というものをやってもらうための指導を、県警としてやっていきたいと思えます。

○平野みどり委員 適正にやっていたらしゃる私が利用しているところの代行さんが、いろいろ言われるのですよ。本当に悪質なところもあって困る。県警の方にしっかり取り締まってほしいと。取り締まるというか、認定していただくように働きかけてほしいということでしたので、申し添えておきます。よろしいですか。

次に7ページに、ちょっとこれは細かいことなのではございますけれども、探偵業関係手数料というのがあります。これはどういうことなのでしょう。警察が探偵とどんな関係があるのかなと素朴に思いますものですから。

○荻野本部長 これは、いわゆる議員立法なのですが、探偵業の規制に関する法律が新しくできまして、その施行事務として公安委員会が届け出を受けるシステム、そういう法律が新たにできましたものですから、その法律の施行のためのものです。

○平野みどり委員 ということは、探偵業、悪質なものも含めてきちんと取り締まるというか、そういうようなことと考えてよろしいわけですね。

○荻野本部長 探偵業務の過程で不当なことが起きないように、非常に短い法律なんですけれども、一定の監督をするという法律が新たに制定できまして、その関係の手数料ということでございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。田代委員。

○田代国広委員 各業務一緒ですけれども、県におきましても、今回はかなりの繰り越しがあるわけですが、間違いなく、これは確認のために言いますけれども、年度内100%この繰り越しは消化できるというふうに確認しておきたいのが1点と、今回、宿舍の増改築の予算が出ておりますが、関連しまして、県警の警察業務の円滑な推進と申しますか、円滑な運営と申しましょうか、このため、やはり警察署の署員の方々が管内に居住を有するのが望ましいと申しますか、基本だとかいうふうに聞いておるわけですけれども、現在、県警における警察署の方々の管内における居住率と申しますか、それはおおむね100%と申しますか、そういった原則と申しますか理想と申しますか、基本におおむねなっておりますでしょうか。

○茂木警務部長 2点のお尋ねでございます。

まず1点目、補正予算の執行でございます。それは補正予算の趣旨を踏まえまして、年度内の執行ということは、全力を挙げて今やっているところでございますが、何分まだ先が見えてないところもございますので、まだ私も、その補正予算の趣旨をしっかりと踏まえながら執行に全力を尽くしていきたい、このように考えているところでございます。

それから、続きまして、もう1点、今ちょっと手元に数字がございません。どのぐらいの者が管内に住んでいるかというのはございませんけれども、一般的にそれぞれ管内に設けても宿舍の数というのは足りないのが現状でございます。どの管内においても、多分それは同じだろうと思っておりまして、署員でありながら、その管内に宿舍がないので、例

えばちょっと遠くから通うというような例も見聞きしたことがございます。したがって、100%、またそれに近いものというものではないだろうというふうに思っております。済みません、詳細は今ちょっと手元にございません。お答えは、そのぐらいしかできなくて恐縮でございます。

○田代国広委員 これにつきましては、いさか先行き不透明なものもあるような答弁でしたけれども、この繰り越しは、事故繰越すると大変なことになるわけですから、全力を挙げて事故繰越にならないように万全を期していただきたいというふうをお願いをしております。

同時に、今の管内における居住率です。把握が今できていないということですが、後でいいですから、その資料を、各署管管内でも結構ですから、いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○坂田会計課長 田代先生からの御指摘の点でございますけれども、この説明をいたしました平成20年度の繰越事業の関係でございますけれども、これは、1ページ目に現在の進捗状況としまして、ゼロ%として御報告をいたしております。このゼロ%につきましては、決算委員会の方では、執行済み額の提出で9月末現在で御報告させていただいております。

現在の進捗状況でございますけれども、交通安全施設を除きます事業につきましては、耐震改修を除きまして、今既に着工準備に入っているものでございます。したがって、本年度中に施設の方については完成するというところで、現在進めているところでございます。

それから、耐震改修につきましては、設計委託を現在やっております、11月末まで委

託の期間としているところでございます。それが終わりました後に着工の準備ということで考えております。

それから、安全施設の方につきましては、本日ちょっと聞いてまいりましたところ、約1,000万円の執行が残っているということで、ほかについては、現在執行高でやっているということで御報告をさせていただきます。以上でございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○淵上陽一委員 済みません、ちょっとお尋ねですけれども、先ほど部長の説明の中で、12ページになりますけれども、平成20年度の事故発生件数、死者、負傷者とも大幅に減少したということで、本当に心から敬意を申し上げるところであります。その中で、信号機を25基、道路標識を2,464本と書いてあります。この信号機というのは、この熊本県全体で25基でしょうか。その数を。

○川述交通規制課長 交通規制課長の川述です。

20年度は、信号機25基を設置しておりますけれども、内訳は、定周期の信号15基、それから押しボタン信号機10基、御指摘のとおり25基の設置でございます。

○淵上陽一委員 ということは、やはり熊本県に25基ということになります。道路もだんだんよくなってきておるわけでありましてけれども、この信号機の25基というのは、予算がないから25基しかつけられなかったのか、もしくは、今、20年度としてはこれだけあれば対応ができていくのか。予算的なものか、もしくは、もっと要望的に各地域から信号機をつけてくれという話があるのかなのかだけか、教えていただければと思います。

○川述交通規制課長 御無礼しました。信号の設置につきましては、毎年、翌年度分をどれだけ要るかという予算要求の資料とするために、各警察署からの要望を調査しております。年によって変わりますけれども、20年度が25基設置でございますけれども、設置してほしいという要望は、それ以上になります。現実的に要望の数は設置できていないのが現状でございます。

○淵上陽一委員 了解です。ありがとうございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 先ほどの本部長の御説明の中で、安全・安心くまもと実現ということの中に、本部長以下3,400人の職員という形で出てきたわけでありまして、今、警察官1人に対する県民の負担が非常に大きいということで把握しているわけでありまして、この安全・安心くまもとを実現するために3,400人という数字では大体は不足しているという現状ではないかというふうに思うのですが、理想の数というのがもしあれば教えていただきたいと思えます。

○茂木警務部長 大変難しいお尋ねでございます。私ども、まさに先生御指摘のとおり県民負担、警察官1人当たりの県民負担人口はどのぐらいあるかということで一つの指標にしております。これを見ますと、全国の平均というのが、警察官1人当たり500人ぐらいということでございます。これに對しまして、私どもは600人を超えているという水準でございます。したがって、これを少しでも縮めていくというのが一つの水準であろうと考えております。

他方、ただ九州管内ということで見ますと、ちょっと平均が今手元にございませんけ

れども、600人を超えておるのは本県だけでございますけれども、500人後半台というのも多々あるところがございますので、どの辺を目標にするかということ、まさにさまざまな財政等々の兼ね合いもあると思いますが、治安を預かっている私どもといたしましては、やはり昨今の治安情勢等を踏まえ、また犯罪抑止、これに重点を置くということは人手が要るということでございますので、そういう点を踏まえながら着実に警察官の定員というものはふやしてまいれたらなというふうに考えているところでございます。

○池部警務課長 警務課長の池部でございます。

数値的なことで恐縮なのですが、御参考までに報告をさせていただきますと、警察法施行令で決まっております政令定数におきましては、本県の警察官1人当たりの県民負担人口は621人となっております。これを全国平均で見ますと、509人ということです。全国平均にするには642人ほど警察官が足りない。あるいは九州平均で見ますと、九州平均は警察官1人当たりが533人の負担人口ということで、これにするには本県は警察官が477人不足している。数値的には、数だけでいくとそのようなことになっておりますけれども、先ほど警務部長が御説明をいたしましたように、どれだけ必要かというのは、なかなか難しいところではあるのですが、毎年、議会あるいは県の方からも警察官の増員につきましては、大変御理解をいただいております。継続して増員の要望を、こちらからもさせていただきたいというふうには考えております。以上でございます。

○小杉直委員長 関連して。九州一の高負担率ですね。全国でも12～13番目ぐらいの高負担率でしょう。500人台とか600人台とおっしゃいますけれども、実際3交代で勤務する警

察官の負担率は、現実的には3倍ぐらいになるわけですね。それで、9月議会で新政権に対して県議会も警察官の要望の意見書を出しましたが、県警本部自体も本庁の方には必要な要望事項は出されておりますかどうかを、ちょっと質問します。

○茂木警務部長 当然、出させていただきますところでございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○小杉直委員長 それでは、なければ、これで警察本部の審査を終了いたします。

ここで、説明員の入れかえのため、おおむね5分間休憩いたします。

午前11時20分休憩

午後11時28分開議

○小杉直委員長 委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、会計管理者から決算概要の説明をお願いします。宮田会計管理者。

○宮田会計管理者 会計管理者の宮田でございます。

先生方には本当に長丁場を、大変御苦労をかけております。心から御礼申し上げます。

平成20年度の決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上、改善または検討を要する事項のうち出納局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局に共通事項として御指摘がありましたのは、「今回の物品調達等に関する不適正

な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」でありました。

県の会計事務の審査・指導を全般的に担っております出納局といたしましては、不適正な経理処理の発生を避けなかった責任を痛感しておりまして、これまでのチェック体制や物品調達システム等の問題点を洗い出し、別紙「出納局における再発防止策の実施状況」に掲げておりますような再発防止策に懸命に取り組んでいるところでございます。別紙は、この説明書の後ろの方につけております。

その主なものを御報告いたしますが、まず、職員の意識改革・資質向上といたしましては、適正な会計・物品管理事務を確保するための研修を、すべての所属の庶務担当班長や新任担当者、所属長等を対象に実施し、あわせて職場研修をすべての所属で実施しております。また、担当職員の事務能力向上のため、会計事務の各種マニュアルについて、現在改定作業を進めているところでございます。

次に、物品調達・物品管理システムの見直しとしましては、適正な履行の確認、あるいは書面による購入伺いの作成を全所属に義務づけております。また、随意契約の結果を県ホームページ上で公表し、透明性を確保するとともに、物品納入業者との関係につきましても、対応のルール化のための指針の制定や不適正な要求等に関する通報制度の創設等を行っております。

資料裏面の下段に掲げております「検査・指導の充実」につきましては、支出命令を審査する段階での現物確認の随時実施や、地方支出機関の検査につきまして、定期検査に加え随時検査の創設を行っております。

以上が主な取り組みでございますが、出納局といたしましては、今後もより一層会計事

務の適正かつ効率的な執行に努め、不適正な経理処理の再発防止に取り組んでまいります。

続きまして、平成20年度の決算について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの歳入歳出決算総括表により、概要を御説明いたします。

当局では、一般会計、収入証紙特別会計及び用品調達基金管理事業特別会計の3会計を所管しております。

まず、これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は36億4,000万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、予算現額40億3,500万円余に対しまして、支出済み額は39億3,200万円余で、不用額が1億200万円余となっております。この不用額は、経費節減に伴う執行残のほか、収入証紙特別会計において、一般会計への繰出金が見込み額を下回ったことによるものでございます。

なお、用品調達基金管理事業特別会計につきましては、本年4月からの新しい財務会計システムの運用に伴い、基金によらない物品の集中調達が可能となりましたことから、平成20年度末に廃止しております。

以上が平成20年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○小杉直委員長 引き続き、担当課長から決算資料の説明をお願いいたしますが、自己紹介の上、着座して説明をお願いします。田上会計課長。

○田上会計課長 会計課長の田上でございます。よろしくお願いたします。

着座して説明をさせていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

それでは、出納局説明資料の2ページをお願いいたします。一般会計の歳入でございます。

諸収入の県預金利子、雑入とも不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の県預金利子は、収入済み額が5億7,359万4,000円で、歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では、歳計現金のほか基金も一括して資金運用しておりまして、県全体では11億100万円余の利子収入がございました。

最下段の雑入は、自動車登録抹消に伴う自動車税の還付金等で、送金通知をした後、1年間受け取りがなかったものを雑入として計上しております。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2段目の一般管理費は、人件費でございます。

3段目の会計管理費は、主に財務会計オンラインシステムに関する新システムの開発経費及びシステムの維持管理費等でございます。不用額1,432万6,000円は、電算入力データ委託料の減等に伴う執行残でございます。

最下段の利子は、支払いに要する歳計現金が一時的に不足をした際の一時借り入れに伴う支払い利子でございます。不用額は、一時借り入れが見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。収入証紙特別会計でございます。この特別会計は、県への許認可等の申請に当たって、証紙による収入方法をとっております約680種類の使用料・手数料等の収入について、会計課の方で特別会計により一元管理しているものでございます。

まず、歳入でございます。証紙の売払収入及び前年度からの繰越金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の証紙収入の予算現額と収入済み額との差1億2,240万7,000円は、販売額が見込み額を上回ったことによるものでございます。

5ページを、お願いいたします。歳出でございます。

一般会計繰出金は証紙による許認可等の申請に伴う手数料等の収入を一般会計に繰り出したものでございます。不用額の8,368万4,000円は、収入証紙による使用料・手数料等の収入が見込み額を下回ったことによるものでございます。

会計課は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小杉直委員長 蒸しますので、上着を脱ぐ方は、遠慮なしに脱いでください。清田管理調達課長。

○清田管理調達課長 管理調達課長の清田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入は、財産収入174万4,000円と、諸収入178万4,000円でございます。調定どおり収入しておりまして、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。総務費の一般管理費の支出済み額が1億1,353万2,000円、不用額が11万9,000円で、会計管理費の支出済み額が1,249万9,000円、不用額が87万円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

用品調達基金管理事業特別会計の歳入は、繰入金2,038万6,000円と、繰越金878万4,000円でございます。調定どおり収入しておりま

して、不納欠損額、収入未済額はありませ
ん。

次に、9ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。総務費の支
出済み額が2,917万1,000円で、不用額の143
万円は人件費及び経費節減に伴う執行残で
ございます。

なお、平成20年度をもって基金による用品
調達を廃止したことに伴い、特別会計につ
きましても廃止したところでありまして、平
成21年度から一般会計による用品調達を行
っております。

以上でございます。御審議のほどをよろ
しくお願いいたします。

○小杉直委員長 次に、人事委員会事務局長
から決算概要及び資料の説明をお願いしま
す。中村事務局長。

○中村人事委員会事務局長 人事委員会事務
局長の中村でございます。どうぞよろしくお
願いします。

まず、平成20年度の決算の御説明に先立ち
まして、前年度の決算特別委員会において御
指摘のありました施策推進上改善または検討
を要する事項のうち、その後の措置状況を御
報告いたします。

共通に御指摘がありました不適正経理問題
に関しては、該当はございませんが、当事務
局における取り組みとしましては、熊本県職
員行動規範等について研修を行いまして、職
員の意識改革、資質向上を図ってきたところ
でございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げ
ます。お手元の決算特別委員会説明資料、人
事委員会事務局分に基づいて説明をさせてい
ただきます。

まず、収入済み額でございますが、344万
9,000円で、不納欠損額、収入未済額はござ
いません。

歳出については、支出済み額は1億8,442
万円余でございます。翌年度への繰り越し
はございません。

なお、1,024万円ほど不用額がございま
すが、経費節減に伴う執行残でございます。そ
の主な内訳といたしましては、業務改善によ
る時間外勤務手当の縮減、それから職員採用
試験の際の新聞広告の掲載内容の見直し等
による広報委託料の節減などでございます。

なお、定期監査における公表事項はござ
いません。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいた
します。

○小杉直委員長 次に、監査委員事務局長か
ら決算概要及び資料の説明をお願いします。
林田事務局長。

○林田監査委員事務局長 監査委員事務局長
の林田でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

座って説明させていただきます。

平成20年度の決算の御説明に先立ちまし
て、前年度の決算特別委員会におきまして御
指摘がございました施策推進上改善または検
討を要する事項について、その後の措置状況
を御報告いたします。

各部共通に御指摘がございました不適正経
理問題に関しまして、当事務局は該当がござ
いませんが、職員の意識改革についての研修
はもちろん、監査能力の向上を図る研修にも
取り組みながら、県の各機関において不適正
経理の再発防止策が確実に履行されているか
を重点に、定期監査に加え不定期に随時監査
も実施をいたしております。また、必要に応
じ納入業者等の外部調査も行うなどして、監
査対象機関への牽制機能としての役割を果た
せるよう取り組んでいるところでございま
す。

引き続きまして、監査委員事務局の決算の

概要を説明させていただきます。

お手元の説明資料でございますが、まず2ページの歳入でございます。歳入は、諸収入の38万7,000円のみで、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページの歳出でございます。歳出につきましては、支出済み額が委員費で2,065万円余、事務局費で1億8,340万円余となっております。内訳は、監査委員事務局職員の人件費及び事務費でございます。

なお、不用額が、委員費で84万円余、事務局費で779万円余生じておりますが、これは経費節減と時間外勤務手当等の執行残によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○小杉直委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いします。井手事務局長。

○井手労働委員会事務局長 労働委員会事務局、井手でございます。よろしく願いいたします。

平成20年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項のうち、その後の措置状況を御報告いたします。

共通に御指摘がありました不適正な経理問題に関して該当はございませんが、当事務局における取り組みといたしましては、適正な物品調達・管理を行うとともに、熊本県職員行動規範等をもとに注意を喚起し、職員の意識改革に努めております。

次に、決算の概要について御説明を申し上げます。

労働委員会資料の2ページをお願いいたします。歳入は、諸収入が8万9,000円で、不納欠損、収入未済はございません。

次に、3ページの歳出につきましては、支出済み総額、委員会費が3,187万9,000円、事務局費が9,921万円で、その内訳は、委員と事務局職員の人件費及び事務費でございます。

なお、不用額が360万4,000円生じておりますが、その主な内訳としましては、事務局職員の時間外勤務手当の執行残でございます。

なお、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小杉直委員長 次に、議会事務局長から決算概要の説明をお願いします。井川事務局長。

○井川議会事務局長 議会事務局長の井川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、平成20年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において共通に御指摘がありました施策推進上の改善または検討を要する事項のうち、不適正問題に関しまして、御説明をいたします。

当該問題につきましては、当事務局では該当はございませんが、やはり当事務局におきましても、他部局同様に改めて対策を徹底するという必要があると認識しておりまして、熊本県職員行動規範等につきまして研修を行ったりしまして、職員の意識改革、資質向上を図って、再発防止に努めているところでございます。

今後とも、スムーズな議会運営のために適切な事務執行に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

本日御審議いただきます平成20年度歳入歳出決算につきましては、総務課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○小杉直委員長 引き続き、総務課長から決算資料の説明をお願いします。吉良総務課長。

○吉良議会事務局総務課長 議会事務局総務課長の吉良でございます。

まず、平成21年度定期監査における公表事項はございません。

次に、平成20年度歳入歳出決算状況につきまして、御説明申し上げます。

お手元に配付しております、議会事務局決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきまして、御説明申し上げます。

収入済み額は、諸収入が8万4,000円ございます。不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページをお願いいたします。歳出につきまして、御説明申し上げます。

議会費全体で支出済み額は13億6,169万8,000円でございます。不用額は5,124万8,000円でございます。このうち本会議開催経費や議員報酬等で構成されます議会費の不用額が4,252万4,000円でございます。これは、国内外の調査活動が予定を下回ったこと等によるものでございます。

次に、事務局費でございますが、不用額が872万4,000円でございます。これは、経費節減等によるものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で出納局及び各種委員会の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。平野委員。

○平野みどり委員 マスコミでもちょっと出ておりましたけれども、例えば監査委員の報

酬等です。これが適正かどうかという県民の目が、今注がれていますけれども、あと公安委員会、先ほどの警察の公安委員会の委員なんかもそうですが、例えば監査委員の皆さんの、議会からも出ておられると思いますが、この報酬というのは、1人当たり幾らで、大体年に何回開催されていて、何時間ぐらいの勤務というような、そこら辺が、勤務というか拘束ですね。

○小杉直委員長 何ページですか。

○平野みどり委員 説明資料の監査委員の、例えば3ページですね。

○林田監査委員事務局長 今、平野委員から御指摘されましたけれども、現在、委員報酬につきましては、住民監査請求がなされておりまして、監査の最中でございますので、そのこと自体につきましては、なかなか申しにくいところがあるわけでございますけれども、私どもの非常勤監査委員の報酬それから勤務状況等でございますけれども、委員の業務は、監査ほか会議ですとか、それからいろんな部局長のヒアリングですとか、それから私どもの事前レクですとか打ち合わせですとか、いろんなことで出席をいただいたり、お出かけをいただいたりしていますけれども、平成20年度は非常勤の出勤、議会の先生方ではない非常勤の出勤で年間50日程度、それから議選の議員の先生方で、さまざまな御都合によって違いますけれども、年間30日程度そういう業務に当たっていただいている、大まかにはそういうことでございます。

○平野みどり委員 それで、お一人当たり年間お幾らぐらい。

○林田監査委員事務局長 失礼しました。非常勤の出勤費でございますけれども、支給月

額で21万6,000円、それから県議会の議選の委員でございますけれども、支給月額で9万7,000円というところがございますが、それぞれ給与、委員報酬とカットがっておりますので、実際はもう少し少ない額になってまいります。

○平野みどり委員 年間の拘束日数というのは30日から50日という形ですよ。やっぱり365日の中の50日で、月額きちんと出ているということに関しては、やっぱり納得いかない部分は確かにあると思います。これだけいろんなところが厳しい状況になっていますので、やっぱり実働した分の額にするとか、この月額をもっと抑えるとか。恐らく専門的ないろんなお仕事をされている方が当たられているので、その方の時間拘束というものの単価は当然高くなってしかるべきと思いますが、やはり月額制度で払っていくということはいかがなものか。これはもう議員の方から出ている監査委員も同じですけども、ここは県民感覚として、やっぱり考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

同じように労働委員会の労働委員の方たちについても、いかがでしょうか。

○吉富労働委員会事務局審査調整課長 お答えします。

労働委員会の委員は、10名の方がいらっしゃいます。その中で定例会議というものは月2回開いております。その全員が出席する総会と、それからその総会の時間の少し前に持ってくるのですが、公益委員会というものがございます。公益委員のみの会議でございます。それが大体年間、月2回ですので、20年度は23回開いております。その間に全員の出席ではないのですが、専門的知識の研さんのための九州ブロック、あるいは全国レベルでの会議が年8回出席をお願いしております。

それから、具体的な労働紛争を解決するた

めに3人ないし4人の委員の構成で、あっせんや不当労働行為の審査を紛争当事者の出席を求めて行っております。これは21年度に関して申し上げますと、あっせん審査がふえているという中で、月平均3回程度開いております。

それから、20年度の1人当たりの年間報酬額でございますが、昨年、ちょうど委員の改選がございました。それで、額だけで申し上げますと、一番少ない方で49万5,000円、一番多い方で258万9,000円という報酬額になっております。以上でございます。

○平野みどり委員 済みません、ちょっと聞き漏らしたのですが、これは年額ということですか。

○吉富労働委員会事務局審査調整課長 お答えします。

最初に申し上げました49万5,000円の方は、4月から6月までの任期でございました。そういうことで、額が少ない方でございます。それから、258万9,000円の方は、会長でございます。1年間の通しでの報酬でございます。以上でございます。

○平野みどり委員 確かに本当に重要なお仕事で、調停で本当に細かないろんな不当労働行為に関しての審査をされているという部分は、十分わかります。ただ、やはり別にお仕事を持っていらっしゃる方たちがほとんどだと思います中、この258万円、会長が一番出席が多かったということでしょうが、これが本当にどうなのかなと率直に思います。今後、またいろんな議論を議会の中でもしていかないといけないなというふうに思いますけれども、本当に鉛筆1本、ボールペン1本で皆さんたちが、県職員の皆さんたちも正しい使途ということで襟を正していこうという中、やはりこういった額に関しても、時代と

それと県民の感覚といいますか、そこら辺に照らし合わせて見直していく必要があるのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○井手労働委員会事務局長 私ども、労働委員会だけではなくて行政委員会全部で住民監査請求を受けている——受けてないやつもありますけれども、わけなのですが、私ども労働委員会につきまして思っていることを若干言わせていただきますとするならば、私どもは、先ほど課長の方から申し上げましたように、定例あるいは臨時の会議なり審査なり、そういうものに出てくる時だけではなくて、常日ごろの事前準備であるとか、あるいは調査・検討であるとか、それから研究やら何やらというのもしなければいかぬ、専門的な見地からの研究なり何なりというのを絶えずやらなければならないというようなことがございます。したがって、任期を全うしている間は絶えず勤務の状態にある、仕事をしている状態にあるというふうに私どもは認識しておりまして、そのことをもって日額報酬ではなくて月額報酬の支払いが適当であるというふうに規定されていたというふうに理解をしているところであります。

ただ、現に住民監査請求が出てきておりますので、これから監査請求の結果が出る過程なり、あるいはその後において行政委員会のそれぞれの委員の方々の勤務の実態であるとか、あるいは状態であるとか、あるいはその執行の職責であるとか、こういうものについて十分な丁寧な検討を加えられて、あるべき報酬の支払い形態というものが決まっていくのではないかなというふうに思っております。あくまでも丁寧な実態なり何なりを踏まえたところにも、議論がなされるように希望しているところであります。

○平野みどり委員 前後しましたが、林田事

務局長はいかがですか。

○林田監査委員事務局長 今、住民監査請求がなされておりました、私は監査する立場でもございますので、大変申し上げにくい点があるわけでございます。

条例で決められました報酬どおりを、現在その委員の報酬とされておりますけれども、今、井手労働委員会事務局長からもお話がありましたけれども、実態をよく検討して説明する責任があると思っておりますし、それにふさわしい報酬かどうか、十分な議論がなされるというふうに思っております。

済みません、大変お答えにくくて申しわけございません。

○平野みどり委員 いいです。

○小杉直委員長 ほかにございせんか。

なければ、最後に私が1つ。人事委員会の事務局長にお尋ねですが、業務改善による時間外勤務手当の縮減というふうになっていきますね。この業務改善というのは、どういうことをしたわけですか。

○中村人事委員会事務局長 具体的にはパソコンとか何かの使い方とか、それと人員の配置をうまく回してとか、そういうことで業務改善を図ったということでございます。

○小杉直委員長 それに関連して、また職員等の給与カットとかボーナスカットとかいうふうなことを人事委員会が勧告をしたか、する予定でしょう。非常に県の職員等々も、職務は多忙な中に、一方ではそういうふうな削減をされるということで、やる気の問題とか人生設計の問題にもいろいろ影響があると思っておりますので質問したわけですが、はい、わかりました。結構です。

ほかにございませぬか。

なければ、以上で出納局及び各種委員会の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分開議

○小杉直委員長 委員会を再開します。

それでは、これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。

初めに、中川商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

平成20年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして施策推進上の問題点として御指摘のありました事項のうち、商工観光労働部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告申し上げます。

1点目は、共通に御指摘がございました「今回の物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」でございます。

不適正な経理処理が行われた背景、要因としては、職員の公金に対する意識の希薄さ、予算の使い切り、納品検査の形骸化、予算流用手続の制約などが挙げられます。このようなことが今後起きないように、全庁調査の結果を踏まえて再発防止に取り組んでおります。

主な取り組みとしては、所属長訓示のほか、職員が各種研修会に参加したり、職場研修を実施するなど、職員の法令遵守、意識改革、資質の向上に努めております。また、執行体制につきましては、物品購入伺いの作成

や納品検査体制の見直しを行い、再発防止を図っております。

御指摘の2点目は、全庁共通の事項として「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。」でございます。

当部におきましては、一般会計の中小企業従業員住宅使用料未収金と特別会計の中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

まず、中小企業従業員住宅使用料未収金につきましては、少額ながら、毎年度納入がなされますが、収入未済額が減少しているところであり、今後も引き続き企業等に対して粘り強く催告を継続してまいりますとともに、資力調査に基づく債権の保全や、回収が極めて困難なものにつきましては不納欠損処理の検討を行い、未収金の圧縮に努めてまいります。

また、中小企業振興資金特別会計未収金につきましては、別途、商工観光労働部の指摘事項として「中小企業振興資金の収入未済については、これまでも滞納先の債権管理に取り組みされているが、滞納先の訪問強化等を行い、さらにその回収に努めること。」との御指摘もいただいておりますので、あわせて御説明させていただきます。

中小企業振興資金特別会計未収金につきましては、未収金対策基本方針及び延滞先ごとの対処方針に基づきまして、債務者及び連帯保証人への面談を主とした督促や資力等の把握、債権差し押さえ等の法的手続の実施などの取り組みにより、可能な限り回収に努めております。

今後も、こうした取り組みを継続的かつ粘り強く行うとともに、未収金の解消に努めてまいります。破産や無資力等により回収が困難な案件につきましては、関係部署とも協

議しながら、不納欠損処理について検討していきたいと考えております。

御指摘の3点目は「城南工業団地、白岩産業団地及びテクノリサーチパークでは、未分譲の区画が複数残っている。分譲価格の見直しをされているが、地域経済活性化に向け、地元町とも協力して、早期に分譲ができるよう努めること。」でございます。

城南工業団地、白岩産業団地及びテクノリサーチパークの分譲につきましては、平成20年9月の価格見直し直後の世界的経済不況の影響により、しばらくの間は立地に結びつけることができませんでしたが、地道な誘致活動等によりまして問い合わせが増加しており、ことし2件の契約を行ったところでございます。

今後も、さまざまな活動を通じて、早期の分譲に努めてまいり所存でございます。

次に、当部の平成20年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明を申し上げます。

恐れ入ります。1ページの平成20年度歳入歳出決算総括表をお開き願います。

一般会計の歳入は、収入済み額が297億7,465万1,000円で、収入未済額は1,477万8,000円でございます。これは、先ほど御説明申し上げましたけれども、中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は399億7,578万1,000円、翌年度繰越額が1億1,394万8,000円で、不用額が2億9,824万4,000円となっております。翌年度繰越額は、工期の不足に伴い、やむを得ず繰り越したものでございます。不用額の主なものは、補助対象事業の減や入札残などによる執行残でございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済み額が60億8,607万5,000円で、収入未済額は20億9,592万4,000円でございます。これは先ほど御説明申し上げました中小企業振興資金特別会計貸付金の未償還金に係るものでございます。

歳出では、支出済み額が40億9,524万1,000円、翌年度繰越額が1億9,108万8,000円、不用額は1億3,970万1,000円となっております。翌年度繰越額は、工業団地整備事業において、用地交渉のおくれ等に伴いやむを得ず繰り越したもので、不用額につきましても、主に工業団地整備事業の執行残によるものでございます。

以上、当部の平成20年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各課長、総室長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○小杉直委員長 引き続き、各課長の説明をお願いいたします。自己紹介の後、着座して結構です。

○内田商工政策課長 商工政策課の内田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、商工観光労働部各課・総室においては、本年度の定期監査の結果では公表事項はございませんでした。

それでは、お手元の委員会説明資料で説明させていただきます。2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページ及び3ページが、一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、財産収入及び諸収入がございしますが、いずれにおきましても不納欠損額及び収入未済額はございません。

2ページの国庫支出金の中の地域活性化・生活対策臨時交付金で、予算現額と収入済み額との比較で3,852万4,000円の差が生じておりますが、これは熊本テクノプラザビルの改修工事の事業繰り越しに伴い、財源を繰り越したことによるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページからが、商工政策課の歳出に関する

る調べでございます。不用額の大きいものについて御説明を申し上げます。

4ページ下段の商業総務費でございますが、1,999万3,000円の不用額が発生しております。その主な理由は、備考欄の(2)商業指導費の内訳、1段目にあります商工業企画調整費、3段目の中小企業振興調整費において執行残が生じたこと、その他事務費の経費節減等によるものでございます。

次に、5ページの中小企業振興費で3,433万3,000円の不用額が発生しております。主な理由は、5ページ(4)の小規模事業対策費補助において、各商工会、商工会議所及び県商工会連合会の補助対象職員の人件費において、中途退職等に伴い執行残が生じたこと及び経費節減等による執行残でございます。

その他の科目の不用額は、主に事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課の高口でございます。よろしくお願いいたします。

決算の状況につきまして、お手元の委員会資料で御説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

一般会計、歳入に関する調べでございます。

7ページから9ページまでが当課の歳入でございますが、7ページの使用料及び手数料、それから8ページにございます国庫支出金、財産収入、それから9ページにございます寄附金並びに諸収入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページから15ページまでが、歳入に関する調べでございます。不用額の大きいものについて御説明をいたします。12ページをお願いいたします。

工鉦業費の工鉦業振興費でございますが、4,149万2,000円の不用額が生じております。その主なものにつきましては、備考欄の(1)工業振興費の3番目でございますが、産業技術センター本館等整備事業に係る工事関連入札執行残と、5番目になりますが、ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業に係る不用額でございます。

ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業は、県内製造業者に対する補助等を事業内容としておりますが、昨年秋以降の景気後退によります補助対象事業者の経費節減及び対象事業の減少などに伴う執行残でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

下段にございます産業技術センター費で、1,679万2,000円の不用額が生じております。その内訳につきましては、産業技術センターの入札に伴います執行残と事務経費の節減によるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページの下段から15ページにかけてでございますが、新事業創出促進費で646万8,000円の不用額が生じております。その主なものは、15ページの備考欄、6番目になりますが、産学行政連携推進強化事業、それから、その下7番目のセミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業、さらに8番目のテクノポリスセンター費等の業務委託契約に伴います執行残並びに事務経費の節減によるものでございます。

それから、主要な事業といたしまして、備考欄9番目のくまもと夢挑戦ファンド創設事業について御説明をいたします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構から20億円の無利子貸し付けを受けまして、県からの1,000万円を合わせました20億1,000万円を財団法人くまもとテクノ産業財団に無利子貸し付けを行いまして、同財団の方で、既存の基金4億9,000万円を合わせた総額25億円の

ファンドをことし2月に創設いたしました。創設しましたファンドを国債等で運用いたしまして、その運用益により中小企業等に対しまして助成を行うものでございます。

事業期間は10年間で、助成規模は、運用の金利に影響されますが、毎年3,000万円程度を想定しており、昨年度末に地域資源を活用した取り組み4件と成長分野における取り組み5件の交付決定を財団の方でいたしております。

以上が決算関係でございますが、次に、委員会の附属資料の方で御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

20年度の繰越事業の調べでございますが、地域連携型インキュベーション施設運営事業でございますが、ことし2月の補正予算で御承認をいただきまして、県南、県北地域の創業、新事業創出を促進するため、県内2カ所にインキュベーション施設の整備に着手をいたしました。工期不足のため年度内に完了が見込めず、21年度に繰り越しを行ったところでございます。

ことし5月に、菊池市と八代市に、それぞれ夢挑戦プラザ県北と県南としてオープンいたしました。現在、それぞれ3事業者が入居いたしております。その入居者に対して、くまもとテクノ産業財団を中心に相談、支援を行っているところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤好経営金融課長 経営金融課藤好でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明資料の16ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

使用料及び手数料、繰入金並びに諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はいずれもございません。

次に、17ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

商工費のうち、中小企業振興費で2,000万円余の不用額が生じておりますが、その内訳の主なものといたしましては、制度融資におきまして、信用保証協会が行っている保証料補助で、融資実績が見込みを下回ったことにより900万円ほど、また、保証協会が代位弁済を行ったものに県が補てんをいたします損失補償で、実績が見込みを下回ったことによりまして640万円ほどの執行残が生じたものでございます。ほかは事務費の経費節減に伴うものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

中小企業指導費で470万円余の不用額が生じておりますが、これは企業診断を希望する企業が見込みより少なかったことによるもの並びに事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

次の諸支出金でございますが、これは高度化資金の貸し付け原資等といたしまして特別会計へ繰り出すもので、不用額はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、歳入に関する調べでございますが、一般会計からの繰入金には不納欠損額、収入未済額ともございません。

次の諸収入についてでございますが、貸付金元利収入及び延滞違約金を合わせまして20億9,500万円余の収入未済額が生じておりますが、これは、高度化資金及び設備近代化資金につきまして、貸し付け対象先の倒産や事業不振のため償還困難となっているものに係る元金利息及び延滞違約金でございます。

収入未済に係る延滞金の回収に当たりましては、先ほど部長からの説明にもありましたように、個別案件ごとに回収方針を立てまして、債務者及び連帯保証人に対しまして面談を主とした督促を行い、また、その資力を調

査しまして、対応状況によりましては債権差し押さえ等の法的手続を進めるなどの取り組みを進めており、可能な限りの回収に努めております。

今後とも未収金の回収に努めてまいります。債務者等が破産もしくは資力がない等の理由により回収が困難な案件につきましては、関係部署とも協議しながら、不納欠損処理につきまして検討していきたいと考えております。

次に、下の方の欄の県債及び繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額はともにございません。なお、繰越金で予算現額と収入済み額に12億9,600万円余の差額が生じておりますが、これは予算現額といたしましては歳出予算に見合う額を計上していることによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

特別会計の歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で3,400万円余の不用額が生じておりますが、その主なものは高度化資金貸付金で、貸し付け対象事業費が当初の計画よりも減少したことによりまして2,800万円ほどの執行残が生じたもので、ほかは事務費の経費節減に伴うものでございます。

次の公債費についてでございますが、これは高度化資金に係る中小企業基盤整備機構からの借りに伴う償還金でございますが、端数の関係で2,000円の執行残が生じているものでございます。

次に、一番下の諸支出金につきましては、これは県からの持ち出し分に係る高度化資金償還金を一般会計へ繰り出すものでございまして、不用額はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真崎企業立地課長 企業立地課の真崎でござ

います。よろしくお願い申し上げます。

説明資料の21ページをお願いします。

まず、繰入金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計が、工業団地購入のための原資として借り受けている貸付金の償還を行うものです。

次に、諸収入でございますが、ここで一たん、大変申しわけございませんけれども、訂正をお願いしたいと思います。

県預金利子に4万6,000円、調定額、収入済み額、予算現額と収入済み額との比較に計上してございますが、実はこれは46円をそのまま上げたことによる間違いでございます。ゼロに訂正をお願いいたします。申しわけございません。

不納欠損額及び収入未済額はございません。予算現額と収入済み額に35万円の差額が生じておりますが、これは熊本県企業立地促進資金融資の貸付利子がふえたことによるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、工鉱業総務費に900万円余の不用額が生じております。これは企業誘致促進対策事業及び外資系企業立地促進事業の経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、財産収入、繰越金、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、繰越金について、予算現額と収入済み額に5億600万円余の差額が生じておりますが、これは予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳出でございますが、総額700万円余の不用額が生じております。これは、経費の節減や工業団地の除草等、管理経費の節約等による執行残で

ございます。

次に、27ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、財産収入、県債、繰越金ともに不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、財産収入の財産運用収入について、予算現額と収入済み額に600万円余の差額が生じておりますが、これは土地貸し付けが当初見込みを上回ったものによるものでございます。

また、財産収入の財産売却収入については、工業団地の分譲を見込んでおりましたが、買い取り予定企業から買い取り延期の申し出がございましたので、収入額がゼロとなっております。

次に、県債につきましては、新規工業団地建設に伴う県債でございまして、予算現額と収入済額が2億2,500万円の減額となっております。これは、事業繰り越しに伴い、財源を繰り越したことによるものでございます。

また、繰越金で予算現額と収入済み額に7,900万円余の差額が生じておりますが、予算現額には歳入予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

総額9,800万円余の不用額が生じておりますが、これは臨空テクノパーク整備工事の入札残等による執行残及び工業団地の除草等、管理経費の節約等による執行残でございます。

なお、工業団地整備事業につきましては、明許繰越として1億9,000万円余を平成21年度に繰り越しております。

次に、附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、サービス産業振興事業のテクノプラザビル改修工事につい

て、国の経済対策に伴い、本年2月補正で承認いただきました事業でございますが、工期の不足に伴い、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、同じく附属資料の3ページをお願いいたします。

こちらも繰越事業でございますが、工業団地整備事業の用地造成工事について、用地交渉のおくれ等に伴い繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室の長野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、説明資料の30ページをお願いいたします。

ここから35ページまでが歳入に関する調べでございますけれども、まず30ページの使用料・手数料でございますが、表の中ほどに記載してございます中小企業従業員住宅使用料におきまして、1,477万円余の収入未済額がございます。

この中小企業従業員住宅というものは、中小企業で働く従業員の福祉向上と企業の振興に寄与することを目的に、県が厚生年金の還元融資を受けまして従業員用の住宅を建設し、これを中小企業主に貸し付けまして、その貸し付けた企業主から貸付期間20年の使用料を完納いただきました際に、当該住宅を無償で譲渡するというものでございます。

収入未済となっておりますのは、過年度におきまして、2つの企業が倒産や経営不振により使用料を納入しなかったものでございます。催告をつけました結果、平成20年度には12万2,000円と、少額ではございますが、納入が行われております。

今後とも、引き続き、企業及び連帯保証人に対して粘り強く催告を継続していきまるとともに、資力調査に基づきまして、1つは、

抵当権設定等によります債権保全や、もう一つは、回収が非常に困難な事案ということで、不納欠損処理の検討ができないかを現在検討しております。今後とも未収金の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

その他、30ページから35ページまでの使用料、手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入には、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、34ページに、繰入金として、中ほどに緊急雇用創出基金繰入金におきまして2,303万円余が予算現額に対して少なくなっております。これは2月補正で実施しました緊急雇用創出基金市町村補助事業の補助実績が見込みを下回ったことによる繰入金の減でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

ここから41ページまでが歳出に関する調べでございますが、不用額の生じた主なものについて御説明いたします。

36ページ下段の労働総務費におきまして、569万円余の不用額が生じております。これは備考欄の労働行政推進費における労働相談員の設置費等の執行残や仕事と家庭の両立支援における業務委託料の入札残等によるものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

職業訓練総務費でございますが、425万円余の不用額がございます。これは、訓練校の人件費の執行残や認定訓練実施事業におきまして訓練生や実績が予定を下回ったこと、そのほか経費の節減に伴う執行残でございます。

続きまして、38ページから39ページにかけて職業能力開発校費でございますが、2,367万円余の不用額が生じております。その主なものは、38ページの備考欄に記載しておりますこの人件費、あるいは39ページの備考欄の(3)のところの職業能力開発事業費の訓

練手当におきまして、訓練を受ける障害者や6カ月訓練の離職者に支給を予定しております訓練手当の申請が見込みより少なかったこと、それから、訓練手当の3行下の障がい者職業能力開発事業から、その下の委託訓練事業までにおきまして、これはそれぞれ障害者、離職者、母子家庭の母等に対する委託訓練でございますけれども、この受講実績が計画を下回ったこと、また、訓練の受講者が就職等によりまして途中で退校したためなどによる減のほか、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、同じく39ページ下段の技術短期大学校費でございます。

1,958万円余の不用額がございます。その主なものは、職員やその非常勤職員の人件費の執行残、及び次の40ページにございます技術短大の管理運営費の施設管理業務委託による執行残とか、その下の教育対策費におけます教育機器購入に係る入札残並びに学生対策費におけます生徒募集パンフレット等の広報経費などの事務経費の節減に伴う執行残でございます。

続きまして、40ページでございますが、失業対策総務費でございます。

4,109万円余の不用額が生じております。この大半は、41ページの備考欄、下から2段目にございます、先ほども出ましたけれども、緊急雇用創出基金市町村補助事業におきまして、2月補正で事前に市町村の要望額を調査しまして予算計上をさせていただきましたが、対象事業となります失業者の直接雇用事業を、特別交付税の他の財源で実施した市町村がございましたこと等によりまして、予算額が大きく下回る結果となり、不用額が生じたものでございます。その他、地域雇用対策推進員等の非常勤職員の人件費や経費節減による執行残でございます。

労働雇用総室は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡観光交流国際課長 観光交流国際課の松岡でございます。よろしく申し上げます。

皆さん御承知のとおり、商工観光労働部の旧観光物産総室と地域振興部の旧国際課が再編されまして、本年度より観光交流国際課とくまもとブランド推進課になっております。私の方から、旧観光物産総室と旧国際課分につきまして説明をさせていただきます。

まず、旧観光物産総室の決算状況について説明させていただきます。説明資料42ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

42ページから44ページまでですが、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入、貸付金元利収入、雑入でございますが、いずれも不納欠損、収入未済額とにもございません。

なお、43ページ中段の国庫支出金の予算現額と収入済み額に6,157万円の差額が生じておりますが、これは観光標識整備事業の繰り越しによるものでございます。

次に、45ページから46ページまでが歳出に関する調べでございます。不用額の大きいものについて御説明いたします。

45ページの商業費の商業総務費でございますが、855万円の不用額が生じております。その主なものは、備考欄(2)の物産振興費の最後の物産振興拠点事業でございます。

この事業は、熊本市の旧産業文化会館の廃止によりまして、県物産館を現在のNTTビル1階に移転させた事業ですが、その工事の設計変更により執行残が生じたことによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

観光費で、601万円余の不用額が生じております。その主なものは、備考欄(4)の観光標識整備事業の工事発注に伴う入札残258万円、その他事務経費の節減によるものでございます。

次に、旧国際課の決算状況について御説明いたします。資料の47ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございますが、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、雑入、いずれも不納欠損、収入未済額とにもございません。

次に、48ページをお願いいたします。

一般会計の歳出に関する調べでございます。不用額の大きいものについて御説明いたします。

総務費の諸費でございますが、1,892万円余の不用額が生じております。その主なものといたしましては、備考欄の丸ポツ13番目の旅券発給事務費の非常勤職員報酬の執行残や事務経費の節減による413万円余のほか、備考欄丸ポツ7番目の姉妹友好交流事業におけます海外渡航費等の経費節減282万円余などでございます。

次に、委員会附属資料で説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、観光標識の整備事業についての繰り越しでございます。工期不足のため、この分について繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

執行部も、暑くなりましたので、上着を脱ぐ方は脱いで結構ですよ。

○吉田忠道委員 ちょっと2、3質問がありますけれども、まず説明資料の19ページ、経営金融課の歳入に関するところですか。

先ほどいろいろ説明がありました中小企業振興資金貸付金のあの収入未済の件ですけれども、先ほどの説明ですと、これは昨年まで

とほとんど状況が変わっていないから変化がわからないんですけれども、もう少し具体的に説明していただけますか。例えば、高度化資金にどのくらい、設備近代化にどのくらい、あるいはどのくらい返済があったのか、新たにまたふえたのか減ったのか、完済したのはなかったのか、その付近をちょっと説明していただきたいと思います。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。

昨年度の比較でちょっと説明させていただきますと、19年度末が高度化資金と設備近代化資金を合わせまして21億800万ほど、20年度末が20億9,600万ほどでございますので、1,200万ほど減少しております。このうち高度化資金が1,000万ほど、設備近代化資金の方が200万ほど、これは回収によりまして減少させております。圧縮させております。

なかなかちょっと今年度に入りまして、それぞれ状況的には厳しい状況なので、この辺はきちんと管理をしていきたいと思っております。

○吉田忠道委員 関連してですけれども、高度化資金と設備近代化資金とは大体10社ずつぐらいと去年聞いたんですけれども、その変化がその後あったのか。

それから、去年も、同じように対策で、要するに不納欠損の検討といいますか、そういう話が出ておまして、先ほどの部長の話では、不納欠損処分について検討していきたいというのがまたここでありました。検討がなされたのか。なされて、結局、今回は全部不納欠損はゼロですよ。今現在で、この不納欠損の可能性というようなことについてちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。

19年度末と20年度末の延滞となっている組合貸し付け先、これは高度化資金が19年度末、20年度末で10貸し付け先で変わりません。それから、設備近代化資金も10貸し付け先で、これもちょっと変わっておりません。今年度に入りまして、倒産等がやっぱり1～2出てきております。ただ、それは抵当権を設定しておりますので、そういう手続の中で回収は今、図っております。また、手続中であるというのもございます。

それから、不納欠損処理につきましては、不納欠損処理を考えます場合に、高度化資金等につきまして、それぞれ組合に貸し付ける場合は、その役員等もしておまして、保証人さんがそれぞれ1組合に数名ずついらっしゃるものですから、延滞先を合わせますと数十名という形になっております。そこら辺の回収——そういった連帯保証人あたりも同時に今、回っておるところなんですけど、その資力をきっちりやっぱり把握をするという必要がございます。そこで、例えば、もう年金生活者になっているとか、ないしは破産をしているとか等々ございますものですから、その辺のところの精査といいますか、今後払える見込みはないのかどうか、そこら辺を今現在また改めて調査をしているところでございます。

そういったものを踏まえまして、その上でどうしてもだめだというふうな状況になった場合に、関係部署とも協議いたしまして、不納欠損処理というのを具体的に進めるように考えていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○吉田忠道委員 今話を聞いてみますと、検討はなされているようですけれども、まだ具体的な、何といいますか、成果といいますか、そこまでは見えていないし、これからももちろん検討はされていくと思いますけれども、今度21年度末までに具体的に何か成果が

出そうな見込みがあるのか、あるいは具体的に検討会みたいなのをやられているのか、その付近をもう一回確認です。

○藤好経営金融課長 県全体の中では未収金対策連絡会議というのがございます。いろいろ延滞になっている関係課、それぞれ債権がございすものですから、そういう会議がございす。事務局は財政課が持っておりますけれども、状況がそれぞれに異なりますものから、具体的なところは、基本的にはそれぞれの課が責任を持って考えるということになるわけなんです。全体的な処理の方向性あるいは処理の方法等もございすものから、そこら辺は財政課あたりともよく協議をして処理を考えたいと思っております。来年度、具体的にそこら辺は考えてまいりたいというふうに思っております。

○吉田忠道委員 今の質問はこれでいいです。

次の質問をよろしいですか。

労働雇用総室、説明資料の30ページ、これもちょっと未済に関することですが、先ほどの説明ですと、収入未済の理由がここに書いてありますとあり、倒産及び経営不振ということで、2企業ということでありましたけれども、これは倒産1、経営不振1という意味でよろしいんですか。ちょっと確認です。

○長野労働雇用総室長 委員のおっしゃるとおりでございます。経営不振が1と倒産が1でございます。

○吉田忠道委員 これについては、先ほどと同じように不納欠損の話が出ておりましたので、具体的にこれは進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問にします。

48ページ、これはちょっと確認なんですけれども、諸費のところ、主な事業がずっとここに載っております。その中に、海外研修員等受入事業というのが1,200万余りありますけれども、20年度の施策の成果というのがありますけれども、81ページにこの海外研修員等受入事業というのがあるんですけれども、決算額が、こちらの説明資料だと1,274万、この成果の方を見ましたら1,515万余りだったんですけれども、この違いはどういうところにあるんですか。

○松岡観光交流国際課長 これは、こちらの主要な施策の成果で上がっておりますこの数字というものが、海外研修員等の受入事業というものと、もう1つ、県費留学生、この部分が一緒に合算してこちらの方に入っているということでございます。

○吉田忠道委員 今のところ、じゃあ施策のところは81ページと82ページにわたっているけれども、(1)(2)であるけれども、そここのところの大きな2番としては、海外研修員等受入事業で(1)は海外技術研修、(2)は県費留学生、これは別々なんですか。含めてでしょう。

後でもいいです、今すぐわからなかったら。

○小杉直委員長 松岡課長、後でもいいということですが、後でしますか。

○松岡観光交流国際課長 済みません、わかりました。

自治体職員協力交流事業に241万3,000円と、それから国際交流活性化推進事業の合算ということでございます。

○小杉直委員長 ほかにございせんか。

○平野みどり委員 どの部分の予算なのかちょっとよくわからないんですが、労働雇用総室にお尋ねします。

これは個別具体なんですけれども、障害者の就労支援というようなことで、健軍の若者サポートセンターとこれは一緒にやっつけちゃうと思うんですけれども、何か今度玉名の方にもできるというふうに聞きました。

そういう中で、実際、就労に結びつく部分というのはハローワークでしょうけれども、その前の対人関係をつくるスキルですとか、いろんなサポートが長期にわたって、そして就労した後も要るわけなんですけれども、そういった支援の事業というのは、この中ではどこに入っているんでしょうか。

○長野労働雇用総室長 この中で41ページの若年者自立支援事業68万7,000円、これがサポートステーション事業のものでございまして、この年は国の委託事業が大きかったものですから、国から委託料をもらって、県は、どこかに就業体験したいというときに、その受け入れる事業主に謝金を若干払っているんですね。そういった経費がこの中に入っております。

○平野みどり委員 これは、年々、やっぱり人数が多くなってきているという話を聞きます。相談の数もふえていますし、本当にこういった社会ですので、そして発達障害等の方たちが高学歴で卒業されてもなかなか就労に結びつかないとか、継続ができないという中で、この人数ってすごく大きいんですよ。やっぱり国費の部分もあるでしょうけれども、今後、県としても、しっかりと既存の学校での訓練等、それと養護学校等の支援等もちろん大事なんですけれども、こういった若者サポートセンターに対しては、しっかりと目を向けてやっていただきたいということで、今後よろしく願います。

○小杉直委員長 要望でございませうか。

○平野みどり委員 はい。

○小杉直委員長 ほかにございませうか。

○吉田忠道委員 説明資料の24ページ、企業立地課。

ここに、前ページからの事業の概要ということで、企業立地促進費補助というのが19億余りあります。これを成果のところで見ますと、69ページに、設備投資額約19億円、雇用者数885人というのが成果に載っているんですけれども、この設備投資の中の内訳を、新規と増改修ですか、それをちょっと確認したいんですけれども。

○真崎企業立地課長 済みません、手持ちでございませうので、後ほど報告したいと思ひます。

○吉田忠道委員 新規の企業立地に対しても努力されていると思ひますけれども、熊本県に企業が来て、既にもう30数年たって、さまざまところで増改築をしたい、改修をしたいという要望もかなり強く聞いております。そういう中で、その付近の補助についても十分対応をしていかないかぬと思ひますので、ちょっとその件は後でまた確認させていただきます。

○小杉直委員長 それなら、後でよろしくお願ひします。

ほかにございませうか。

○吉永和世委員 多分これは労働雇用総室の話じゃないと思ひんですが、シルバール人材センターの件なんですが、さっきの主要な施策の成果の84ページに書いてあるんですが、シ

ルバー人材センター連合会と連携して未設置町村に設置を促すとともに、各センターに一定期間運営費を補助したと。そもそもシルバー人材センターの目的というのをちょっと教えていただければと思うんですが。

○長野労働雇用総室長 シルバー人材センターにつきましては、現在、未設置市町村が、津奈木と小国ですか、2カ所ございますけれども、そういったところの未設置の解消を図っておりますけれども、事業自体は、基本的に大体55歳以上の方が登録されて、いろんなこれまで自分の得意分野の草取りとか書とか、簡単に言えばですね。そういった個々の事業をシルバー人材センターの方が民間から受けまして、それを登録された55歳以上の高齢者の方に順繰りに回して仕事をしていただいて、金をお支払いするというような仕組みになっております。

○吉永和世委員 最近、シルバー人材センターと民間との、要は競争じゃないけれども、そういった場面が非常に多くなってきているのかなというふうにちょっと思うんですね。要は、民間圧迫ですたいね。そういう事実があるようによく聞いているので、実際、本来の目的というのがちょっと変わってきているんじゃないのかなというふうに思う部分もあるので、そこら辺が、若い方々の雇用というのも実際あるような状況じゃないので、そういった面を考えると、シルバー人材センターが、ある意味需要が多くなっていくということに対してはちょっと問題があるのかなというふうに思うものですから、そこら辺のバランスをやっぴりきちっとやらないとおかしい状況になりつつあるのかなというふうに思いますので、そこら辺をきちっとやっていただきたいなというふうに思います。

実際、補助金をもらっているところと税金を納めているところが競争したって、それは

おかしくなるんですよ。ですから、そういうことがないように、特に行政あたりがそういったことを平気でやっている状況もあるので、そういうところは県の方からある意味指導するなり何なりしないと、ちょっと今後おかしくなるような感じがします。

○長野労働雇用総室長 シルバー人材センターですけれども、補助自体は立ち上がりの3年とか5年を補助しておりますけれども、その後はもう自立するという格好なんですけれども、基本的に事業の取り合いというようなことを吉永先生お話があったんだろうと思います。実際、そういうのがないかどうか、ちょっと私もそういう話も聞かないわけではありませんけれども、そこは無理にシルバー人材センターに委託しなさいとか、そういった話はやりません。ただ、価格の面で、価格争いになったときにどうかというのは実際あるかと思しますので、そのあたりはちょっと実態を調べてみたいと思います。そういうシルバー人材優先ということにはしていませんので。

○吉永和世委員 優先じゃないんですよ。競争はしちゃあかんということです。民間は民間でやっぱり大事なので、そこはきちっとやらないと民間が倒れます。

○長野労働雇用総室長 なるべく高齢者向きの仕事はシルバー人材センター、まあ簡単な仕事ですね。組織的にやる仕事はやっぱり会社の方に頼んでいただくような格好にはなるんだろうと思いますけれども、そこは実態がどうなっているか、ちょっと連合会あたりに確認しまして、調べてみたいと思います。

○平野みどり委員 シルバー人材センターに登録されている方というのは、質問ですけれども、退職をされて、年金をもらわれながら

ちょっとアルバイト的にされる方たちが多いのか、それともある意味生活にかかるような貧困の方たちもシルバー人材センターに登録して仕事をされているのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○長野労働雇用総室長 基本的には両方おられると思います。普通は、今継続雇用というのが法律上ある程度規定されましたので、各会社もなるべく継続雇用とか定年延長とかやりますので、シルバー人材センターに登録する人が激増しているわけじゃございません。ただ、どうしても会社を解雇されて、ほかに仕事が見つからないという方が登録される場合もありますし、まあ小遣い稼ぎと言うちゃなんですよけれども、そういった格好で登録されている方もあると思います。

○平野みどり委員 実は、草取りをしにうちの実家に高齢の女性が来られたりしているんですけども、今、労働現場といいますか、高齢で女性の方の仕事の内容もなかなかないですし、雇用も難しいという話を聞いて、高齢女性の貧困の問題がかなり社会的にもクローズアップされていますよね。そうすると、民間の中になかなか入っていけなくても、シルバー人材センターの中でそういう部分をどんどんつくっていくとか、そういうような形で仕事ができることもあるので、だから民間でできないような部分もシルバー人材センターに確保できたら、それは一つはまた民間と違う意味での特色が出るのかなと思うんですけども、そこら辺の実態はどうでしょうか、女性の労働という部分では。

○長野労働雇用総室長 登録者の中の女性の割合は、ちょっと今手元にございませぬけれども、軽作業的なやつは女性の方も取り組みやすい仕事内容もございますので、結構重宝されている方もおられるかと思えます。た

だ、それが組織的になって、余りそちらに集中してしまいますと、民間との競合というまた話も出てまいりますので、そのあたりちょっとなかなか難しいところがございますけれども、そのあたりは十分調整していくしかないんじゃないかと思えますけれども。

○平野みどり委員 なかなか本当に民間は厳しいんですよ、高齢の女性。ですから、もう一回その実態を調べていただいて、何か支援ができればしていただけたらなと思います。以上です。

○小杉直委員長 ほかにございませぬか。一一なければ、最後に私が1点だけ。

産業支援課長、高口さん、12ページと13ページ、産業技術センターの入札残についてお尋ねします。

12ページでは、工鉱業振興費の中で1点、産業技術センターの執行残の説明をされて、13ページでは産業技術センター費として説明されたですが、なぜ2ページにわたっているかということと、執行残の理由はどういう理由かということ、それをちょっと説明を。

○高口産業支援課長 センターの整備につきましては、今回、私どもの産業支援課で予算をとっている部分と、それから産業技術センターの方で予算をとっている部分がございます。大きく分けると、建物の関係が私どもの方で予算をとりまして、営繕課の方に設計から施行までお願いしております。それから、研究機器、この整備につきましては産業技術センターの方で予算をとりまして、整備をしているという事情がございまして、この産業技術センター費と工鉱業振興費の方は分けてそれぞれ執行させていただいております。

それから、その中身でございませぬが、まず上の方の営繕課の方に発注します分につきま

しては、いわゆる入札等に伴う残でございます。それから、下の方のセンターの整備につきましては、これも研究機器の整備の残と、それから、本館の解体を今年度するというところで、昨年度3月に本館から各別の分館の方に移転をいたしております。あわせて、いろんな研究機器をそれに伴いまして各分館の方に移転をするということで、その移転費を予定しておりましたけれども、発注がちょうど2月、3月になりましたものですから、当初予定していたより移転費がかからなかったということで、その分の残が残っておるといふふうなところでございます。

以上です。

○小杉直委員長 じゃあ、確認ですが、産業技術センターの建設進捗ぐあいは順調にいつていますか。

○高口産業支援課長 おかげさまで、昨年20年度は、実験棟1、これは主にもとの生産技術関係の溶接機とか、そういった大物を入れる建物が3月に完成いたしました。今年度も、おかげさまでつい最近、本館工事を初めとしまして関係の工事も発注になりましたので、今のところ、ほぼ予定どおり来年の12月、もしくは、再来年の1月ぐらいには本館ができて上がるのではないのかなど。外構などを含めて3月末には完成するという目標で、現在進めさせていただいております。

○小杉直委員長 わかりました。地元産業界の頼りにするところですから、引き続きしっかり取り組んでいただきますように要望しておきます。

以上で商工観光労働部の審査を終了いたします。御苦労さんでございました。

今回は、第7回決算特別委員会となりますが、今週金曜日、10月30日午前10時から開会し、企業局及び病院局の審査を行いますの

で、御協力をお願い申し上げます。

それでは、これをもって第6回決算特別委員会を閉会します。本日は御苦労さんでございました。

午後2時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長